

長岡京市障がい福祉計画 (第三期計画)

平成24年3月
長岡京市

目 次

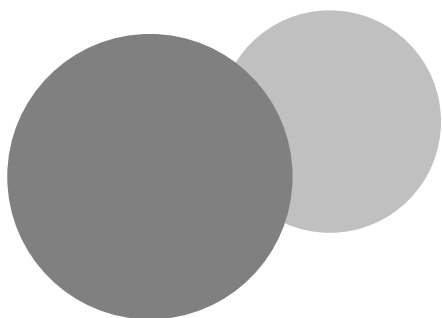
第1章 計画の策定にあたって	1
1. 趣旨	2
2. 位置づけ	3
3. 策定の方法	4
3-1 各種基礎調査の実施	4
3-2 長岡京市地域健康福祉推進委員会障がい福祉部会での審議	5
3-3 意見公募（パブリックコメント）手続の実施	5
第2章 長岡京市の現状	7
1. 障がいのある人とサービスの状況	8
2. 調査等からみる現状と課題	12
第3章 サービス見込み量と確保のための方策	15
1. 平成26年度の数値目標	16
1-1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	16
1-2 福祉施設から一般就労への移行	17
2. 障がい福祉サービスのサービス見込み量と確保策	18
2-1 訪問系サービス	18
2-2 日中活動系サービス	23
2-3 居住系サービス	33
3. 相談支援	37
4. 地域生活支援事業のサービス見込み量と確保策	41
4-1 成年後見制度利用支援事業	41
4-2 コミュニケーション支援事業	42
4-3 日常生活用具給付等事業	43
4-4 移動支援事業	45
4-5 地域活動支援センター事業	46
4-6 任意事業	47
5. 障がいのある児童への支援	53
5-1 児童発達支援・放課後等デイサービス（児童デイサービス）	53
5-2 保育所等訪問支援	54
5-3 障がい児相談支援	54

第4章 計画の推進体制	55
1. 市内の連携体制	56
2. 京都府・周辺自治体との連携	56
3. 関係機関との連携	56
4. 計画の評価・点検	56
第5章 資料編	57
1. 長岡京市の人口の推移	58
1-1 年齢3区分別人口の推移	58
2. 障害者手帳所持者等の状況	59
2-1 身体障がいのある人の状況	59
2-2 知的障がいのある人の状況	61
2-3 精神障がいのある人の状況	63
3. 事業所アンケート調査概略	65
3-1 今後のサービスの提供意向	65
3-2 サービスの受入れの現状	67
3-3 サービス提供の現状	68
3-4 円滑な事業経営のため、改善したい（してもらいたい）経営上の課題	70
3-5 記述式意見	72
4. 長岡京市地域健康福祉推進委員会	74
4-1 長岡京市地域健康福祉推進委員会設置要綱	74
4-2 長岡京市地域健康福祉推進委員会障がい福祉部会の開催経過	76
4-3 長岡京市地域健康福祉推進委員会障がい福祉部会委員	77

「障害」と「障がい」の表記について

長岡京市では、「障害」という言葉が人や人の状態を表す場合は「障がい」と表記しています。これは、「害」の漢字の否定的なイメージから、人に対して使用することが障がい者への差別や偏見を助長しかねないため、障がいのある人の人権を尊重すること、市民の障がいのある人への理解を深めることを目的とするものです。

ただし、国や府が定めた法律の用語や団体などの固有名詞は、元の表記に合わせて「障害」と漢字表記しているため、計画書では「障害」と「障がい」の2つの表記が混在しています。



第1章

計画の策定にあたって

1. 趣旨

- 本計画は、「第四次長岡京市障がい者（児）福祉基本計画」の基本理念「自分らしく生きることができるまち 住み続けたいまち ながおかきょう」の実現を目指して、障害者自立支援法に定める障がい福祉サービスの必要量を見込むとともに、その確保のための方策を定めるものです。
- 国の法律や制度が変わり、障がいのある人を取り巻く環境は大きな転換期を迎えています。「全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」という障害者基本法の目的を踏まえつつ、国の基本指針（平成 18 年厚生労働省告示第 395 号）に沿って、長岡京市における、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障害等の障がいのある人に対する支援体制をさらに充実させていきます。

基本理念

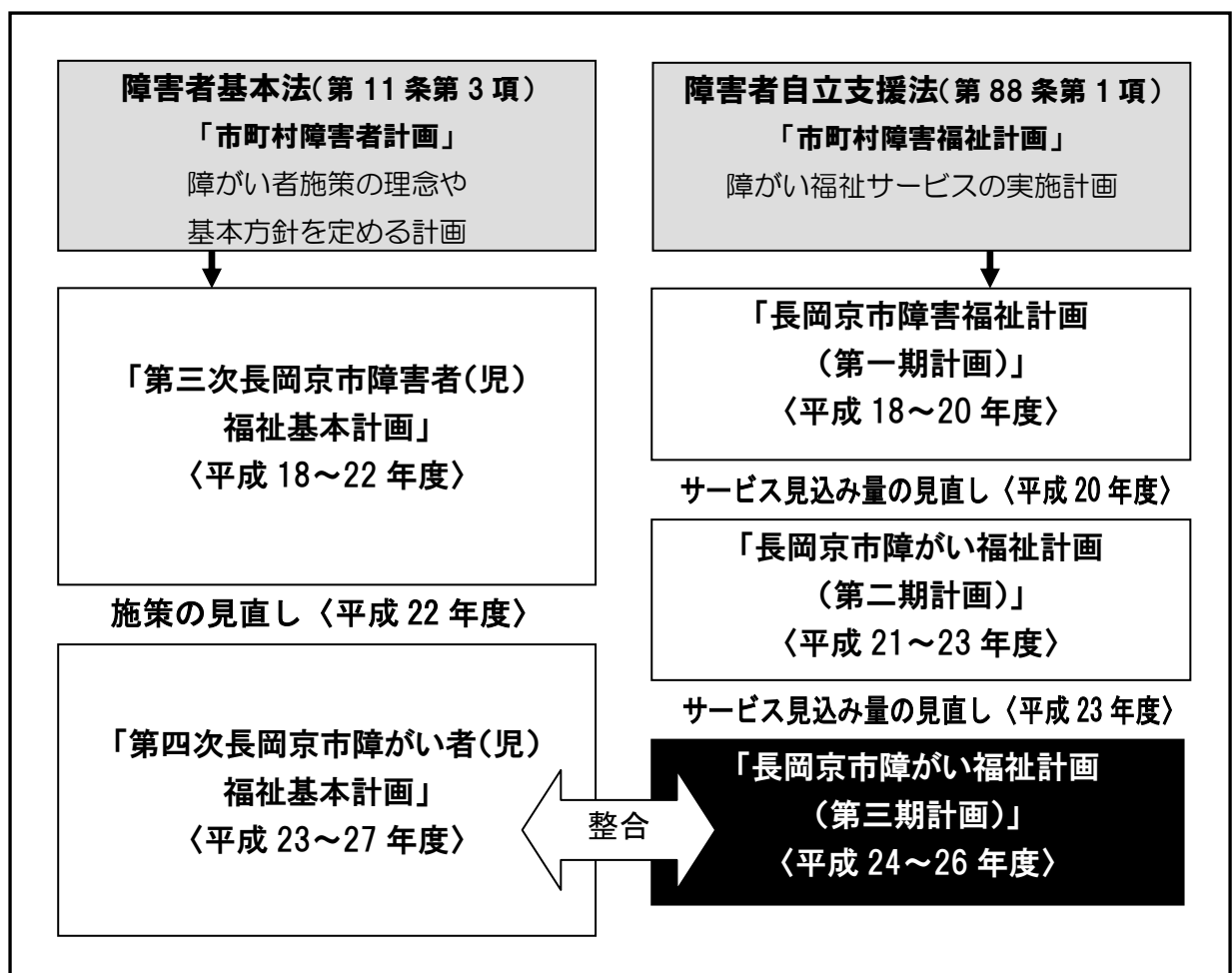
自分らしく生きることができるまち
住み続けたいまち ながおかきょう

【基本理念の考え方】

- 「自分らしく生きる」とは、障がいがあってもなくても、また、どのように障がい
が重くても、一人ひとりが自分らしく生きていくことができることを意味します。
- 「住み続けたい」とは、障がいがあっても自分らしく生きていくために必要な支援
を、個人や家族だけの課題とするのではなく、地域全体の理解・協力のもとで受け
ることができ、いつまでも住み続けたいと思えることを意味します。

2. 位置づけ

- 根拠法：障害者自立支援法第 88 条第 1 項に基づく「市町村障害福祉計画」
- 内容
 - ・平成 26 年度を目標年度として、障がいのある人の地域移行や一般就労への移行について数値目標を定めます。
 - ・障害者自立支援法に定める障がい福祉サービスについて、平成 24 年度から平成 26 年度までの必要量と必要量確保のための方策を定めます。
 - ・障害者基本法第 11 条第 3 項に定める「市町村障害者計画」である「第四次長岡京市障がい者（児）福祉基本計画」等の関連計画と調和が保たれたものとしします。
- 計画期間：平成 24 年度から平成 26 年度（3年間）
 - ・計画期間中の平成 25 年度に障害者自立支援法の改正が予定されており、国の指針等に従い見直す可能性があります。



3. 策定の方法

3-1 各種基礎調査の実施

①市民アンケート調査

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者
調査対象者	身体障害者手帳 所持者	療育手帳所持者及び その保護者	精神障害者保健福祉 手帳所持者
抽出方法	無作為抽出	全数抽出	全数抽出
配布数	1,068人	416人	365人
有効回答数	738人		168人
有効回答率	49.7%		46.0%
調査方法	郵送配布・郵送回収		
実施期間	平成21年12月14日～平成22年1月18日		

②ヒアリング調査

	内容
調査方法	ヒアリングシートの記入と個別ヒアリングによる聴き取り調査
実施期間	平成22年8月18日～平成23年3月9日
	対象の団体・機関名等
障がい者団体 家族の会	長岡京市身体障がい者団体連合会、乙訓障害者福祉を進める連絡会、あらぐさ 会、若竹会、乙訓楽苑家族会、友愛印刷親の会、乙訓障害児父母の会、乙訓手をつ なぐ親の会、ひまわり会、乙訓やよい会
障がい者施設、障 がい者施設運営 法人、相談支援事 業所、就業・生活 支援センター	乙訓若竹苑、カメリア、友愛印刷、友愛之郷、晨光苑、あらぐさ福祉会、乙訓福祉 会、乙訓やよい福祉会、向陵会、ENDEAVOR JAPAN、乙訓障がい者地域生活支 援センター「キャンバス」、市社会福祉協議会、乙訓聴覚言語障害者地域活動支援 センター、アンサンブル、コラボねっと京都、しょうがい者就業・生活支援センターア イリス
特別支援学校他	京都府立向日が丘養護学校 京都府立向日が丘養護学校PTA

③事業所アンケート調査

	内容
調査対象者	長岡京市民が利用する障がい福祉サービスを提供する事業所（平成23年4月～6 月利用分。乙訓圏域外の事業所も含む）
配布数	86か所
調査方法	郵送配布・郵送回収
有効回答数	63か所
有効回答率	73.3%
実施期間	平成23年9月6日～平成23年9月20日

3-2 長岡京市地域健康福祉推進委員会 障がい福祉部会での審議

○「長岡京市地域健康福祉推進委員会 障がい福祉部会」において、第二期計画期間中の障がい福祉サービスの提供実績と進捗状況を把握、分析するとともに各種基礎調査の結果を踏まえ、計画内容等について検討しました。

3-3 意見公募(パブリックコメント)手続の実施

○計画案を公表し、市民の皆様から意見を求める意見公募（パブリックコメント）手続を実施しました。

意見募集期間：平成 24 年 1 月 11 日（水）～1 月 31 日（火）

意見提出数：9 人（34 件）

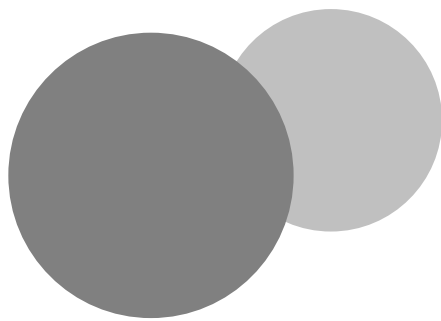
注：うち 1 件は別の事業に関する意見であったため、公表の対象から外しました。

簡易な字句の修正は除きます。

意見公募（パブリックコメント）手続制度

市が基本的な政策等を立案する過程において、その趣旨、目的、内容等を市民に公表し、それに対して意見を求め、提出された意見を踏まえて意思決定をするとともに、意見に対する市の考え方を公表する一連の手続きをいいます。

この制度は、市政運営における公正・透明性の向上を図るとともに、市民の市政への参画を促進し、市民協働のまちづくりを進めることを目的としています。



第2章

長岡京市の現状

1. 障がいのある人とサービスの状況

- 本市の障害者手帳所持者数は年々増加しています。特に、精神障害者保健福祉手帳所持者数の増加が顕著です。
- 総人口に占める障害者手帳所持者数の割合も増加しています。

■長岡京市障害者手帳所持者数の推移(各年度末)

(人)

	20 年度	21 年度	22 年度	増加率 (21・22 年度比)
身体障害者手帳	4,041	4,128	4,224	2.3%
療育手帳	492	523	539	3.1%
精神障害者保健福祉手帳	397	479	555	15.9%
障害者手帳所持者数合計	4,930	5,130	5,318	3.7%
長岡京市総人口	79,449	79,742	79,873	0.2%
総人口に占める障害者手帳 所持者数の割合	6.2%	6.4%	6.7%	

注: 一人で複数の手帳を所持する人もいるため障害者手帳所持者数合計と実人数は異なります。

- 障がい福祉サービス支給決定者数と総費用額は年々増加しています。特に、訪問系サービスと日中活動系サービスの増加率が高くなっています。
- 一人あたり費用額は年々増加していますが、国の一人あたり費用額を下回っています。

■長岡京市障がい福祉サービスの推移(各年度 3 月)

(人、千円)

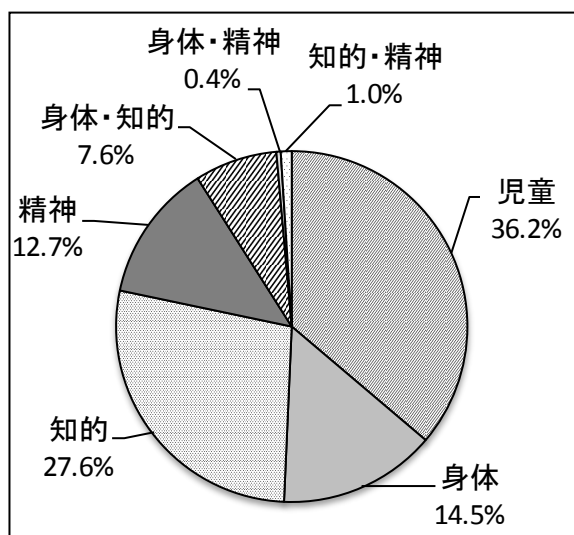
	20 年度	21 年度	22 年度	増加率 (21・22 年度比)
支給決定者数	475	519	560	7.9%
実利用者数(A)	392	444	499	12.4%
総費用額(B)	55,224	63,145	79,706	26.2%
訪問系サービス	11,351	15,603	20,045	28.5%
日中活動系サービス	35,103	38,815	50,275	29.5%
居住系サービス	8,770	8,727	9,386	7.6%
一人あたり費用額(B÷A)	141	142	160	12.7%
国一人あたり費用額(注)	154	171	168	-1.8%

注: 厚生労働省ホームページ「障害福祉サービス等の利用状況について」より

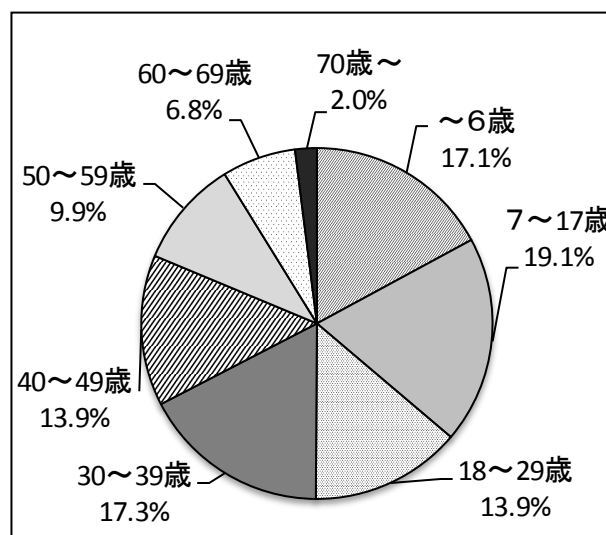
- 障がい福祉サービス実利用者の障がい種別は、児童、知的障がい、身体障がい、精神障がいの順で多くなっています。
- 障害者手帳所持者数に占める身体障害者手帳所持者数割合（約 8 割）に対して、実利用者の障がい種別では身体障がいの割合が 14.5%と低くなっています。これは身体障害者手帳所持者の約 7 割を 65 歳以上が占めており、その多くが介護保険制度を利用しているためだと思われます。

■障がい福祉サービスの実利用者

・障がい種別内訳



・年齢層内訳



（平成 23 年 11 月請求分）

【今後の見込み】

障害者手帳の所持者数は、今後も一定の割合で増えるの見込まれます。また、障害者手帳を所持しない、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障害等の人を含めると、障がい福祉サービスの対象となる人は、さらに増える見込まれます。

実利用者の障がい種別内訳は、長期入院中の精神障がいのある人の地域生活移行が進むことで精神障がいの割合が増加し、また、児童福祉法の改正による障がい児支援策強化により児童の割合が増加すると見込まれます。

- 障がい福祉サービス事業所の所在地を延べ利用者数でみると、乙訓圏域が 86.3%、他圏域が 13.4%となっています。
- 乙訓圏域の事業所を利用するサービスは、「居宅介護」、「生活介護」、「児童デイサービス」、「短期入所」、「就労継続支援B型」が多くなっています。
- 他圏域の事業所を利用するサービスは、「就労継続支援B型」、「生活介護」、「施設入所支援」が多くなっています。

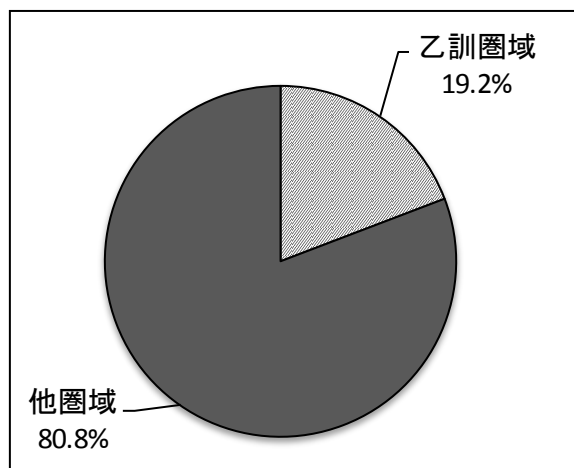
■障がい福祉サービス提供事業所の所在地(延べ利用者数)

圏域	割合	市町村名	割合	利用されている主なサービス
乙訓圏域	86.3%	長岡京市	70.0%	居宅介護、生活介護、児童デイサービス、短期入所
		向日市	16.2%	居宅介護、生活介護、就労継続支援B型、短期入所
		大山崎町	0.1%	共同生活介護
他圏域	13.4%	京都市	4.3%	就労継続支援B型、旧法施設入所
		福知山市	2.9%	生活介護、施設入所支援
		南丹市	2.2%	生活介護、施設入所支援
		城陽市	1.3%	生活介護、施設入所支援
		その他	2.7%	生活介護、施設入所支援、短期入所

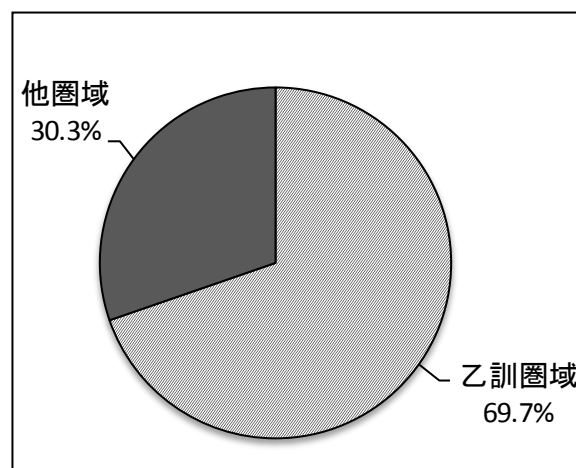
(平成 23 年 11 月請求分)

- 「施設入所支援」は、乙訓圏域に入所施設が1か所しかないことから、実利用者の80.8%が他圏域の施設を利用しています。
- 「短期入所」の事業所所在地を延べ利用回数でみると、乙訓圏域が69.7%、他圏域が30.3%となっています。

■施設入所 利用圏域(実利用者数)



■短期入所 利用圏域(延べ利用回数)



(平成23年11月請求分)

【今後の見込み】

現在、国において施設入所者の地域生活移行が進められていることから、全国的に入所施設の新規開設は見込みにくいいため、「施設入所支援」は、引き続き他圏域の利用割合が多いと見込まれます。

「短期入所」は、乙訓圏域内での提供事業所が限られていましたが、平成24年度に長岡京市内での増床予定があるため、圏域内での利用割合が増える見込みがあります。

「共同生活介護(ケアホーム)」も平成24年度に長岡京市内での開所が予定されています。

施設入所者や長期入院者の地域生活への移行が進むにつれ、乙訓圏域内での居住系サービスと日中活動系サービスの利用が多くなると見込まれます。

2. 調査等からみる現状と課題

注：【利】は利用者及び家族からの意見、【事】は事業者からの意見です

①訪問系サービス

【現状と課題】

●利用者のニーズについて

- ・【利】身体障がいや精神障がいのある人は、「居宅介護」の利用状況と利用意向が高い
- ・【事】サービスを希望される時間帯は、朝や夕方が多い

●サービス提供体制について

- ・【利】精神障がいのある人や行動援護を必要とする人に対応できるヘルパーや事業所が少ない
- ・【事】サービス希望が重なる時間帯や、夜間・早朝に入れるヘルパーの確保が難しい
- ・【事】男性ヘルパーの依頼件数に対して、男性ヘルパーの人数が少なく増員も難しい
- ・【事】介護保険を中心にしている場合、障がいのケースへの対応が手薄になりがち
- ・【事】「居宅介護」の「サービス提供できなかった理由」は「希望される時間帯に利用が集中し依頼時には定員に達していた」「新規契約者を受け入れる余裕がなかった（職員体制など）」が多い

【重点的課題】～本計画期間中に特に取り組むべき課題

- サービス量の確保
- 障がいやその特性に応じたニーズに対応できる人材の確保と育成

②日中活動系サービス

【現状と課題】

●利用者のニーズについて

- ・【事】精神障がいのある人にとって「通所する所があること」自体が「心の健康」を推進する役割を果たしている
- ・【事】通所中の事業所に対して、日中だけでなく生活全般の支援を求めている

●サービス提供体制について

- ・【利】医療的ケアを必要とする重度障がいのある人が利用できる事業所が限られている
- ・【事】通所時間内の利用者からの相談・面接に対するサービス体系や報酬体系が保障されていないため、そのニーズに応えられない
- ・【事】職員体制の充実のために報酬の増額が必要である
- ・【事】「就労移行支援」後の就労先の見通しが立たず、企業開拓が急務である

【重点的課題】～本計画期間中に特に取り組むべき課題

- 障がいやその特性に応じた日中活動の場の確保
- 人材の確保と育成によるサービスの質の向上

③短期入所、日中一時支援事業

【現状と課題】

●利用者のニーズについて

- ・【利】「短期入所」は、「移動支援」や「居宅介護」に次いで利用意向が高い
- ・【利】知的障がいのある人やその家族は「短期入所」が大幅に足りないと感じている
- ・【利】「短期入所」や「日中一時支援事業」の受入先の増加や、受入期間の延長を希望する
- ・【利】利用の際に家族が施設へ送迎しなければならないことが負担となっている

●サービス提供体制について

- ・【利】乙訓圏域に医療的ケアの必要な障がいのある人の緊急対応ができる短期入所施設がない
- ・【事】利用者のニーズ量に対して圏域内の施設が限られているため、受入期間を制限している
- ・【事】「短期入所」の「サービス提供できなかった理由」は「希望される時間帯に利用が集中し依頼時には定員に達していた」「新規契約者を受け入れる余裕がなかった（職員体制など）」が多い

【重点的課題】～本計画期間中に特に取り組むべき課題

- 圏域内でのサービス量の確保
- 利用しやすい環境の整備

④居住系サービス

【現状と課題】

●利用者のニーズについて

- ・【利】障がいのある人が地域の中で必要な支援を受けながら暮らす生活の場として、入所施設・グループホーム・ケアホームを増やしてほしい
- ・【事】利用者が高齢化、重度化している

●サービス提供体制について

- ・【利】ケアホームやグループホームを建てる時の規制（消防法など）が多い
- ・【事】本人の意向と家族の意向を考慮した対応が求められる
- ・【事】ケアホームの報酬単価が低く、必要な人材の確保が難しい
- ・【事】規制や条件（家賃など）を満たす物件探しや、改修が大変
- ・【事】利用者の高齢化、重度化に伴い、スタッフの介護技術の向上や施設改修が必要
- ・【事】高齢者で重度の方の介護保険制度の施設への移行がスムーズに行えていない

【重点的課題】～本計画期間中に特に取り組むべき課題

- グループホーム、ケアホームの確保
- 職員の確保と質の充実
- 利用者の高齢化、重度化への対応

⑤相談支援

【現状と課題】～利用者、家族、事業所の意見から

●利用者のニーズについて

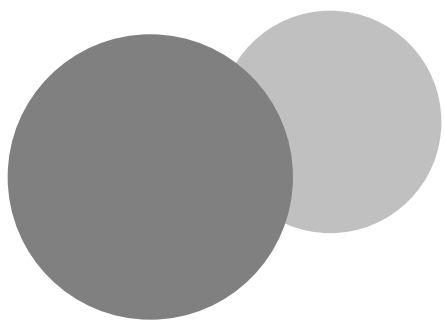
- ・【利】 相談窓口がわかりにくい
- ・【利】 障がい福祉サービスの情報提供が足りない
- ・【利】 土日や夜間でも相談でき、情報提供してくれるところが身近にあれば良い
- ・【利】 親なき後の生活の支援や権利擁護のしくみを作ってほしい
- ・【事】 相談内容が複雑化し、解決が困難なケースが増えている

●サービス提供体制について

- ・【事】 人材が不足している。また人材の資質向上も課題となっている
- ・【事】 施設の入所者等が地域生活に移行した際に、相談できる所や人が不足している
- ・【事】 介護保険のようにコーディネーターの位置づけやケアマネジメントが確立されていない
- ・【事】 相談支援内容について、共通のフォーマットを作成するなど、圏域内のサービス提供事業所や相談支援事業所間で、情報を共有できるしくみが必要
- ・【事】 乙訓圏域障害者自立支援協議会を基盤とした取り組みにより、圏域全体の支援体制の充実が求められている

【重点的課題】～本計画期間中に特に取り組むべき課題

- 事業所間の情報共有化による相談支援体制の確立
- 権利擁護支援体制の整備
- 専門的な相談機能、情報提供機能の強化



第3章

サービス見込み量と 確保のための方策

1. 平成 26 年度の数値目標

●国の基本指針に基づき、平成 26 年度を目標年度として、次の数値目標を設定します。

1－1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項 目	数 値	備 考
現入所者数(A)	49 人	平成 17 年 10 月 1 日の人数
平成 23 年 4 月 1 日の入所者数(B)	50 人	1 人増(現入所者数と比較)
目標年度入所者数(C)	46 人	平成 26 年度末時点の利用見込み
地域生活移行者数	4 人	平成 26 年度末までに入所施設からグループホーム等へ移行する者の数
削減数	4 人	入所者数の減少見込み数(B－C) (現入所者数(A)と比較すると 3 人)

【実績】

項 目		数 値	備 考
地域生活移行者数	目標値	4 人	平成 17 年 10 月 1 日時点の入所者のうち、平成 23 年度末までにグループホーム等へ移行する者の数
	実績値	1 人	平成 19 年度:1 人(ケアホームへ移行)
削減数	目標値	4 人	平成 17 年 10 月 1 日時点の入所者数から平成 23 年度末の施設入所者数を引いた数
	実績値	0 人	退所者数:9 人(退所理由:入院、転出、死亡等) 新規入所者数:10 人

注:実績値は推計です。

1-2 福祉施設から一般就労への移行

項 目	数 値	備 考
現在の年間一般就労移行者数	0 人	平成 17 年度に福祉施設を退所し、一般就労した者の数
年間一般就労移行者数	2 人	平成 26 年度中に福祉施設を退所し、一般就労する者の数

注：平成 17 年度時点の福祉施設・・・以下の通り（共同作業所は含まない）

（身体障がい者施設） 更生施設、授産施設（入所、通所）、福祉工場、小規模通所授産施設

（知的障がい者施設） 更生施設（入所、通所）、授産施設（入所、通所）、福祉工場、小規模通所授産施設

（精神障がい者施設） 生活訓練施設、授産施設（入所、通所）、福祉工場、小規模通所授産施設

注：一般就労・・・事業所と雇用契約を締結し、最低賃金の適用を受ける状態となっていること

【実績】

項 目	第一期計画（18～20 年度）			第二期計画（21～23 年度）		
	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
実績値	0 人	5 人	0 人	0 人	5 人	0 人
目標値						2 人

注：23 年度の実績値は推計です。

「入院中の精神障がいのある人の地域生活への移行」について

「入院中の精神障がいのある人の地域生活への移行について」は、第三期計画から目標値が変更され、「1 年未満入院者の平均退院率」と「5 年以上かつ 65 歳以上の退院者数」を都道府県の障がい福祉計画で定めることになりました。そのため、第一期～第二期計画における実績のみを報告します。

【実績】

項 目		数 値	備 考
地域生活移行者数	目標値	18 人	平成 17 年 10 月 1 日時点の退院可能な精神障がい者のうち、平成 23 年度末までに地域生活へ移行する者の数
	実績値	9 人	平成 18 年度 3 人、平成 19 年度 1 人、平成 20 年度 1 人、平成 21 年度 2 人、平成 22 年度 1 人、平成 23 年度 1 人

注：23 年度の実績値は推計です。

2. 障がい福祉サービスのサービス見込み量と確保策

2-1 訪問系サービス

■訪問系サービスの内容

サービス名	サービスの内容
①居宅介護 (ホームヘルプ)	障害程度区分1以上の人に対し、居宅において入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談、助言その他の生活全般にかかる援助を行います。
②重度訪問介護	重度の肢体不自由者で、常時介護を必要とし、障害程度区分4以上の人で二肢以上に麻痺などがあり、障害程度区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれにも「できる」以外と認定されている人に対し、居宅において入浴や排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
③行動援護	知的障がい、精神障がいにより、行動上著しい困難を有し、障害程度区分が区分3以上であって、障害程度区分の認定調査項目のうち、行動関連項目などの合計点が8点以上の人に対し、行動する際に生じ得る危険回避のための援護や外出時における移動中の支援を行います。
④同行援護	重度の視覚障がいにより、移動が困難な人に外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、外出する際の必要な援助を行います。
⑤ 重度障害者等 包括支援	常時介護の必要性が著しく高く、障害程度区分6でありかつ、意思疎通が困難な人に対し、居宅介護など複数のサービスを包括的にを行います。

◆見込み量確保のための方策◆

施設入所者や長期入院者の地域生活への移行を進めるために、また、障がいのある人が地域に住み続けるためにも、訪問系サービスのさらなる充実は不可欠です。

特に、知的障がいや精神障がいのある人の障がい特性を十分に理解し、対応できるサービス従事者を確保することが求められています。

そのため、訪問介護員養成研修については、実際のサービス提供依頼が多い時間帯に研修を実施できるよう自立支援協議会を通して実施主体に依頼し、幅広い人材の育成と確保に努めます。また、行政として、研修会場の確保や受講者募集時の広報の活用など、研修実施事業者を支援します。

また、事業者が利用者の障がい特性を理解した上でサービスを提供できるよう、個別ケア会議等を通して関係機関での利用者情報の共有化と連携を進めます。

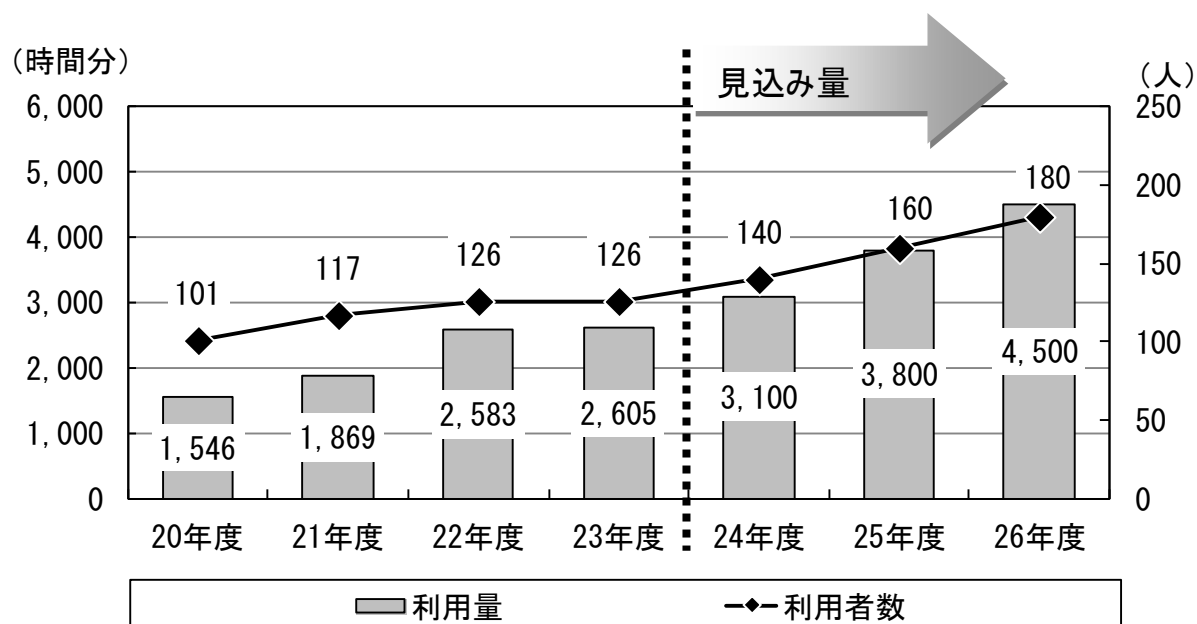
さらに、障がい者ネットワーク連絡調整チーム会議等において共通課題を協議することで、関係機関全体のサービス水準の向上を図ります。

① 居宅介護(ホームヘルプ)

《 1 か月あたりの利用者数・利用量の実績及び見込 》

単位	進捗度	20 年度	第二期計画(実績)			第三期計画(見込み量)		
			21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
人	実績値	101	117	126	126			
	計画値		94	100	110	140	160	180
	進捗率		124%	126%	115%			
時間分	実績値	1,546	1,869	2,583	2,605			
	計画値		1,739	1,850	2,035	3,100	3,800	4,500
	進捗率		107%	140%	128%			

注:23 年度は実績値を基にした推計値です。



【サービス見込み量】

「居宅介護(ホームヘルプ)」の実績は、利用者数・利用量ともに増加傾向となっており、各年度ともに計画値を上回る結果になっています。アンケート調査の結果をみると、「利用量」の満足度の項目において身体障がいや知的障がいのある人で充足度が高くなっています。

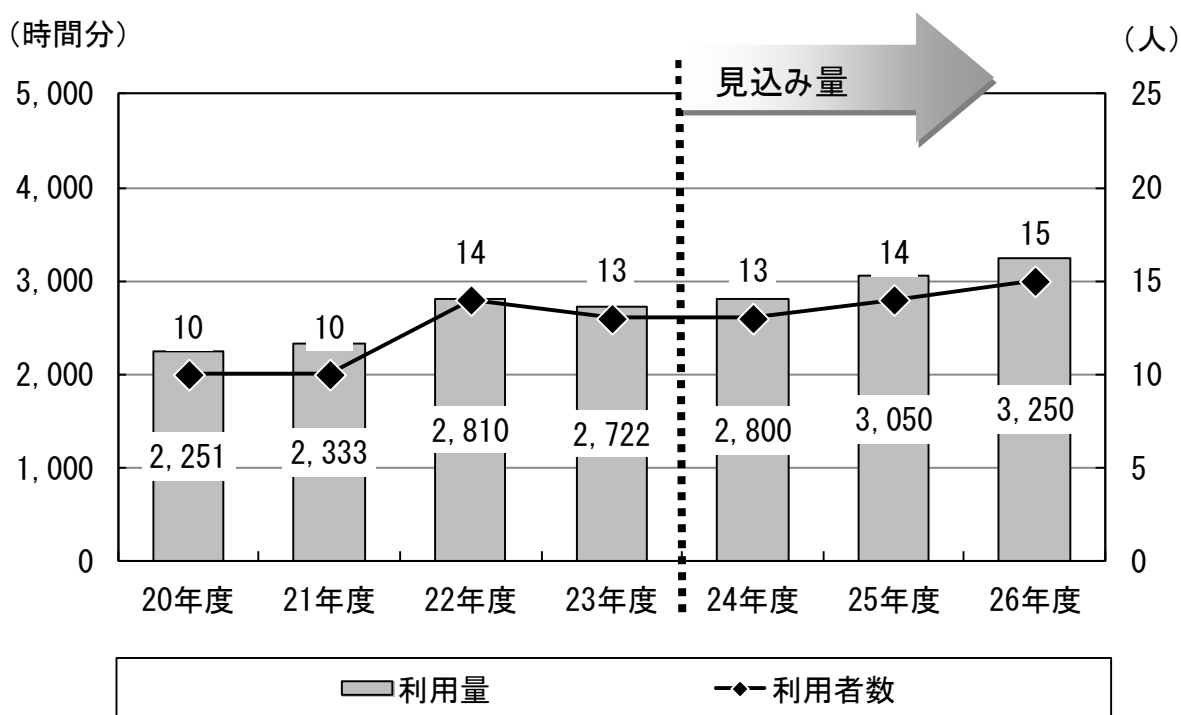
アンケート調査では、3障がいともに今後の利用意向が多く、ニーズは高いといえます。また、施設入所者や長期入院者の地域移行を進めるにあたって、必要とされる基本的なサービスであることから、引き続き利用見込者数の増加を見込むとともに、一人あたりの利用時間の増加も考慮し、利用量を設定します。

② 重度訪問介護

《 1 か月あたりの利用者数・利用量の実績及び見込 》

単位	進捗度	20 年度	第二期計画(実績)			第三期計画(見込み量)		
			21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
人	実績値	10	10	14	13			
	計画値		11	12	13	13	14	15
	進捗率		91%	117%	100%			
時間分	実績値	2,251	2,333	2,810	2,722			
	計画値		2,750	3,000	3,250	2,800	3,050	3,250
	進捗率		85%	94%	84%			

注:23 年度は実績値を基にした推計値です。



【サービス見込み量】

「重度訪問介護」の実績は利用者数・利用量ともに、若干の増減を繰り返しながらほぼ横ばいの状況です。利用者数はほぼ計画値どおりですが、利用時間は計画値を下回っています。これは最大必要量を基本として支給決定していることありますが、従事者の不足や希望時間帯の集中により提供体制が不十分なことも影響していると考えられます。

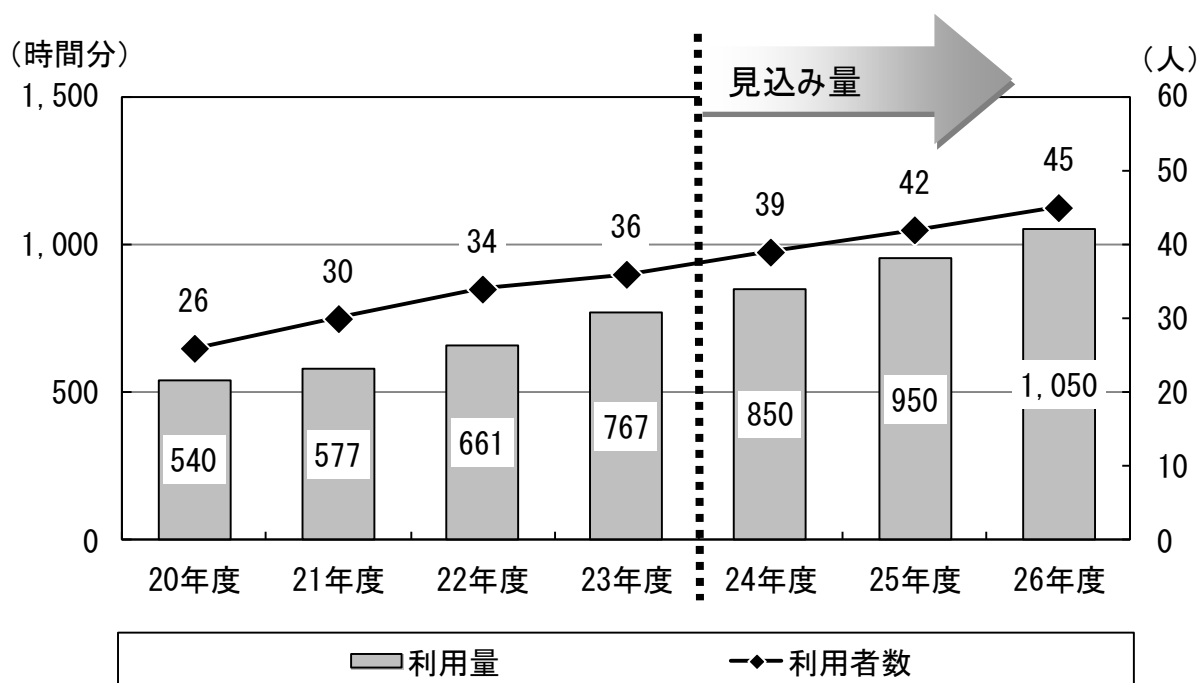
サービスの対象者像や内容から、今後も大幅な利用者数の増加は見込まれないため、各年度 1 名程度の増加を見込み、利用量を設定します。

③ 行動援護

《 1 か月あたりの利用者数・利用量の実績及び見込 》

単位	進捗度	20 年度	第二期計画(実績)			第三期計画(見込み量)		
			21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
人	実績値	26	30	34	36			
	計画値		32	35	38	39	42	45
	進捗率		94%	97%	95%			
時間分	実績値	540	577	661	767			
	計画値		640	840	988	850	950	1,050
	進捗率		90%	79%	78%			

注:23 年度は実績値を基にした推計値です。



【サービス見込み量】

「行動援護」の実績は利用者数・利用量ともに、増加傾向となっていますが、各年度ともに計画値を下回る結果となっています。アンケート調査の「利用量の満足度」の項目においても、特に知的障がいのある人で「少し足りない」「大幅に足りない」の回答が多く、利用希望に対してヘルパーが少なく、提供量が不足している現状です。また、利用者が安心して過ごせる外出先が少ないことも、利用量が伸びない原因の一つと考えられます。

今後、乙訓圏域の事業所において提供体制の拡充が予定されており、さらに利用が拡大していくことが見込まれることから、利用者数と一人あたりの利用時間の増加を踏まえ、利用量を設定します。

④ 同行援護（平成 23 年 10 月から新設）

《 1 か月あたりの利用者数・利用量の実績及び見込 》

単位	進捗度	20 年度	第二期計画(実績)			第三期計画(見込み量)		
			21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
人	実績値				20			
	計画値					20	20	20
時間分	実績値				400			
	計画値					400	400	400

注:23 年度は推計値です。

【サービス見込み量】

重度の視覚障がいのある人の移動支援は、地域での暮らしを支援する観点から、平成 23 年 10 月より「同行援護」として、自立支援給付の対象となりました。

これまでの地域生活支援事業の「移動支援事業」における重度の視覚障がいのある人の利用者数・利用量を基に、今後もほぼ横ばいで推移するものとして、利用量を設定します。

⑤ 重度障害者等包括支援

【サービス見込み量】

「重度障害者等包括支援」はサービス対象者が限られており、これまで利用実績がありませんでした。今後も、こうした状況に変化はないと見込まれるため、利用見込者、利用量ともない見込みです。

2-2 日中活動系サービス

■日中活動系サービスの内容

サービス名	サービスの内容
①生活介護	常時介護が必要であり、障害程度区分3(施設入所を伴う場合、区分4)以上である人、または年齢50歳以上で障害程度区分2(施設入所を伴う場合、区分3)以上である人に対して、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
②自立訓練 (機能訓練)	入所施設・病院を退所・退院した人であって、地域生活への移行などを図る上で身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な人、また、特別支援学校(盲・ろう・養護学校)を卒業し、地域生活を営む上で身体機能の維持・回復などの支援が必要な身体障がいのある人に対し、地域生活を営むことができるよう、有期限の支援計画に基づき、身体的リハビリテーション、日常生活にかかる訓練などの支援を行います。
③自立訓練 (生活訓練)	入所施設・病院を退所・退院した人であって、地域生活への移行を図る上で生活能力の維持・向上などの支援が必要な人、また、特別支援学校(盲・ろう・養護学校)を卒業し、継続した通院により症状が安定している知的障がいまたは精神障がいのある人に対し、地域生活を営むことができるよう、有期限の支援計画に基づき、日常生活能力の向上に必要な訓練などの支援を行います。
④就労移行支援	一般就労を希望する65歳未満の障がいのある人に対し、有期限の支援計画に基づき、生産活動や職場体験を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練や、適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談などの支援を行います。
⑤就労継続支援 A型	企業などに就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の障がいのある人に対し、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力の向上を図るなどの支援を行います。
⑥就労継続支援 B型	一般企業などでの就労経験があり、年齢や体力の面で雇用されることが困難な人や、就労移行支援事業を利用したが一般企業への雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人などに、一定の賃金水準に基づく働く場を提供するとともに、雇用形態への移行に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行います。

サービス名	サービスの内容
⑦療養介護	病院などへの長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする人であって、障害程度区分6で気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人、また、障害程度区分5以上である筋ジストロフィー患者または重度心身障がいのある人を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。
⑧短期入所	居宅で介助する人が病気などの理由により、障がい者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障がいのある人に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

◆ 見込み量確保のための方策 ◆

日中活動系サービスは、障がいのある人の生活時間帯の多くを占める活動であり、利用者の希望や必要に応じたサービスを提供することが必要です。

特に、「生活介護」や「短期入所」などのサービスは、現在の乙訓圏域の事業所での提供量では今後の必要見込み量の充足が難しいため、2市1町が課題を共有し、提供量の拡大に向けて事業所などと協議を行います。

また、「就労移行支援」をはじめとする就労系サービスについては、乙訓圏域自立支援協議会雇用支援プロジェクトを通して、公共職業安定所やサービス提供事業者、民間企業など関係機関とのネットワーク構築に努め、連携を強化することで、一般就労を目指す人材の継続的な育成と、一般就労への移行を目指します。

また、事業者が利用者の障がい特性を理解した上でサービスを提供できるよう、個別ケア会議等を通して関係機関での利用者情報の共有化と連携を進めます。

さらに、障がい者ネットワーク連絡調整チーム会議等において共通課題を協議することで、関係機関全体のサービス水準の向上を図ります。

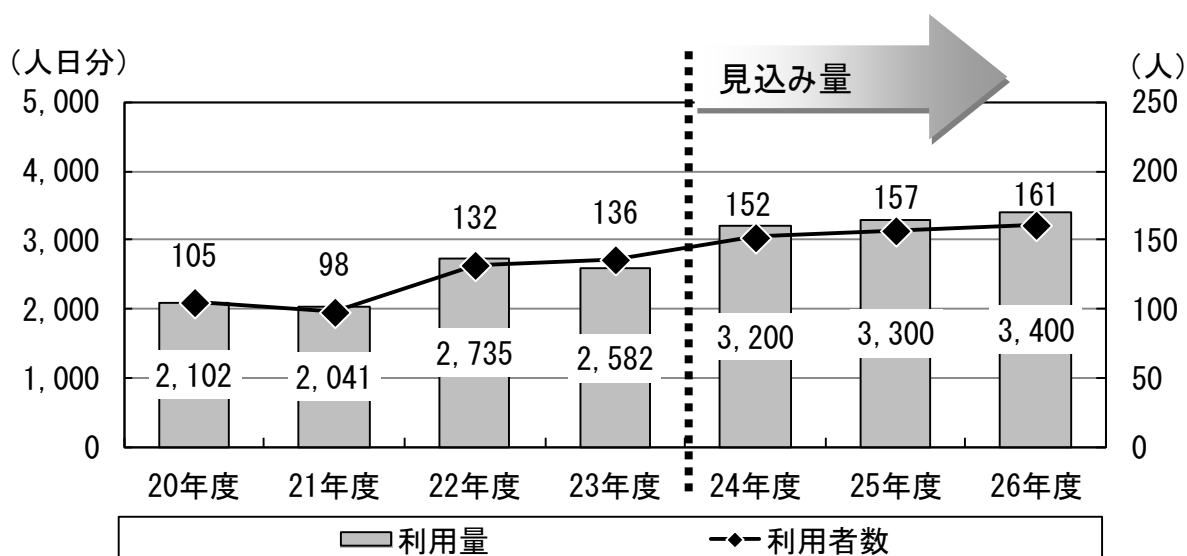
① 生活介護

《 1 か月あたりの利用者数・利用量の実績及び見込 》

単位	進捗度	20 年度	第二期計画(実績)			第三期計画(見込み量)		
			21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
人	実績値	105	98	132	136			
	計画値		121	130	161	152	157	161
	進捗率		81%	102%	84%			
人日分	実績値	2,102	2,041	2,735	2,582			
	計画値		2,662	2,860	3,542	3,200	3,300	3,400
	進捗率		77%	96%	73%			

注: 23 年度は実績値を基にした推計値です。

「人日分」とは、「月間の利用人数」に「一人一ヶ月あたりの平均利用日数」を乗じて得られた数です。例えば、5人の利用者が平均 20 日サービスの提供を受けた場合は「100 人日分」となります。



【サービス見込み量】

「生活介護」の実績は、第二期計画期間中に旧体系施設の移行が進み、利用量が大幅に拡大しましたが、各年度とも計画値を下回る結果となりました。これは、生活介護に移行すると想定していた施設の移行時期が遅れたことや「就労継続支援（B 型）」へ移行したためと思われます。

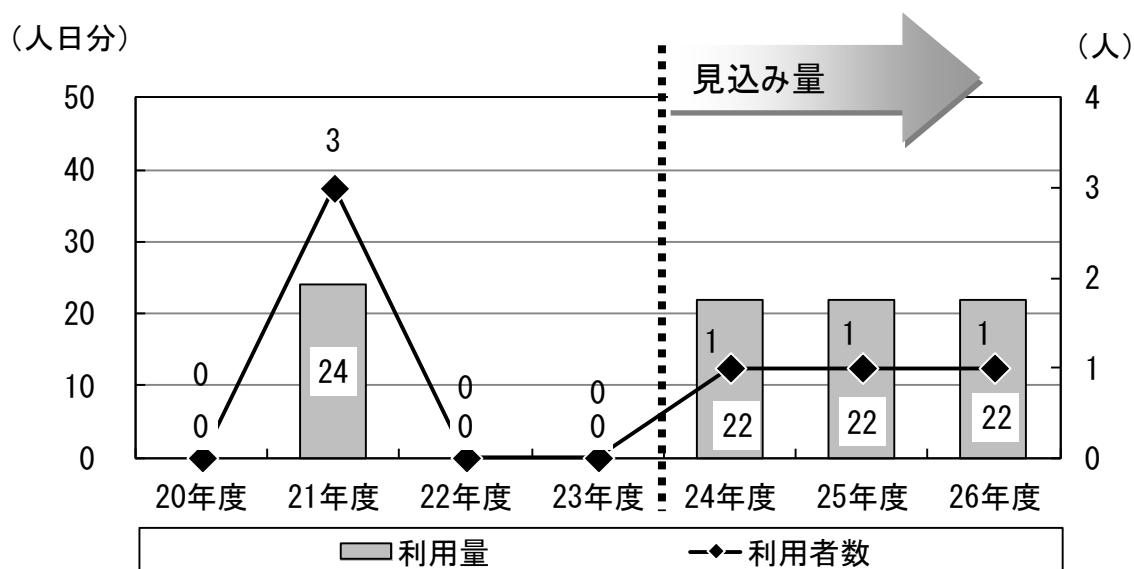
今後も、重度障がいのある人の日中活動の場として重要な位置づけを担っていることから、向日が丘支援学校の卒業生の進路動向や、在宅障がい者の日中活動の場の確保などの社会的要因を踏まえて増加を見込み、利用量を設定します。

② 自立訓練(機能訓練)

《1か月あたりの利用者数・利用量の実績及び見込》

単位	進捗度	20 年度	第二期計画(実績)			第三期計画(見込み量)		
			21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
人	実績値	0	3	0	0			
	計画値		0	0	5	1	1	1
	進捗率				0%			
人日分	実績値	0	24	0	0			
	計画値		0	0	110	22	22	22
	進捗率				0%			

注:23 年度は実績値を基にした推計値です。



【サービス見込み量】

「自立訓練(機能訓練)」は、乙訓圏域及び近隣にサービスを提供する事業所がなく、21年度に3人の利用があった以外に利用実績がありませんでした。

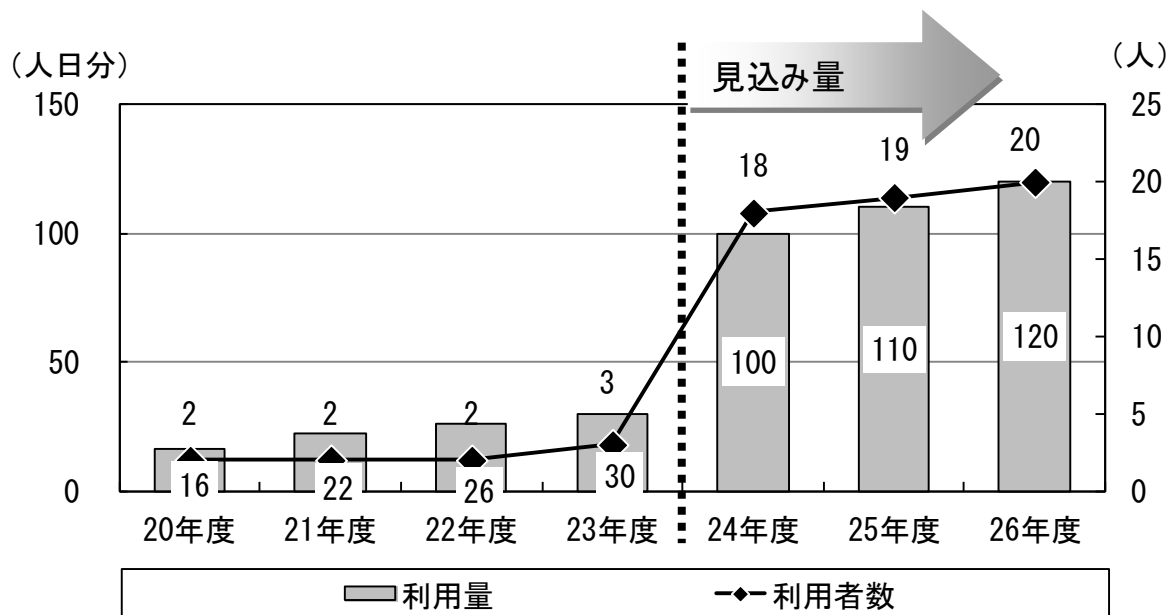
今後は、身体障がい、高次脳機能障害の人の利用を想定し、各年度1人ずつの利用量を見込みます。

③ 自立訓練(生活訓練)

《1か月あたりの利用者数・利用量の実績及び見込》

単位	進捗度	平成 20 年度	第二期計画(実績)			第三期計画(見込み量)		
			21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
人	実績値	2	2	2	3			
	計画値		2	3	4	18	19	20
	進捗率		100%	67%	75%			
人日分	実績値	16	22	26	30			
	計画値		44	66	88	100	110	120
	進捗率		50%	39%	34%			

注: 23 年度は実績値を基にした推計値です。



【サービス見込み量】

「自立訓練(生活訓練)」は、これまで乙訓圏域にサービスを提供する事業所がなく、利用者数は若干数で推移しており、21年度の利用者数を除き、各年度ともに計画値を下回る結果になっています。

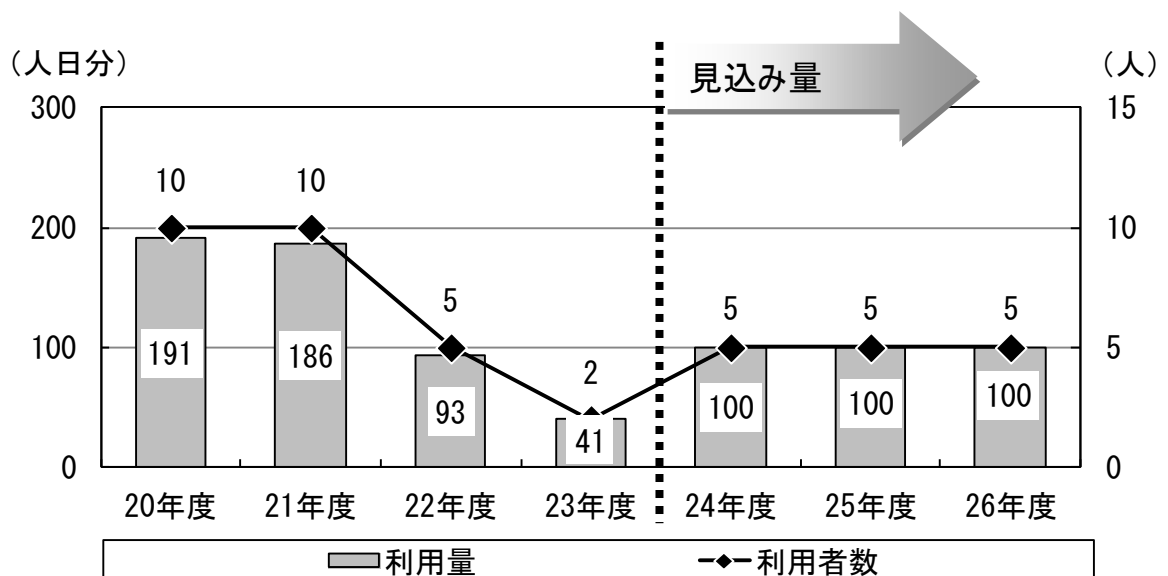
今後は、旧体系施設の移行により乙訓圏域にサービス提供事業所ができる予定であることや、施設入所者や長期入院者の地域生活への移行が進む中で、特に、精神障がいのある人の利用が増える見込まれます。ただし、利用できる期間に限りがあるサービス(原則2年)のため一定数で推移するものとして、利用量を設定します。

④ 就労移行支援

《 1 か月あたりの利用者数・利用量の実績及び見込 》

単位	進捗度	20 年度	第二期計画(実績)			第三期計画(見込み量)		
			21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
人	実績値	10	10	5	2			
	計画値		11	12	14	5	5	5
	進捗率		91%	42%	14%			
人日分	実績値	191	186	93	41			
	計画値		242	264	308	100	100	100
	進捗率		77%	35%	13%			

注: 23 年度は実績値を基にした推計値です。



【サービス見込み量】

「就労移行支援」は、標準利用期間が2年間に設定されていることや、新規の利用者が少なかったこともあり、利用者数は減少しており、利用者数・利用量ともに、各年度ともに計画値を下回る結果になっています。

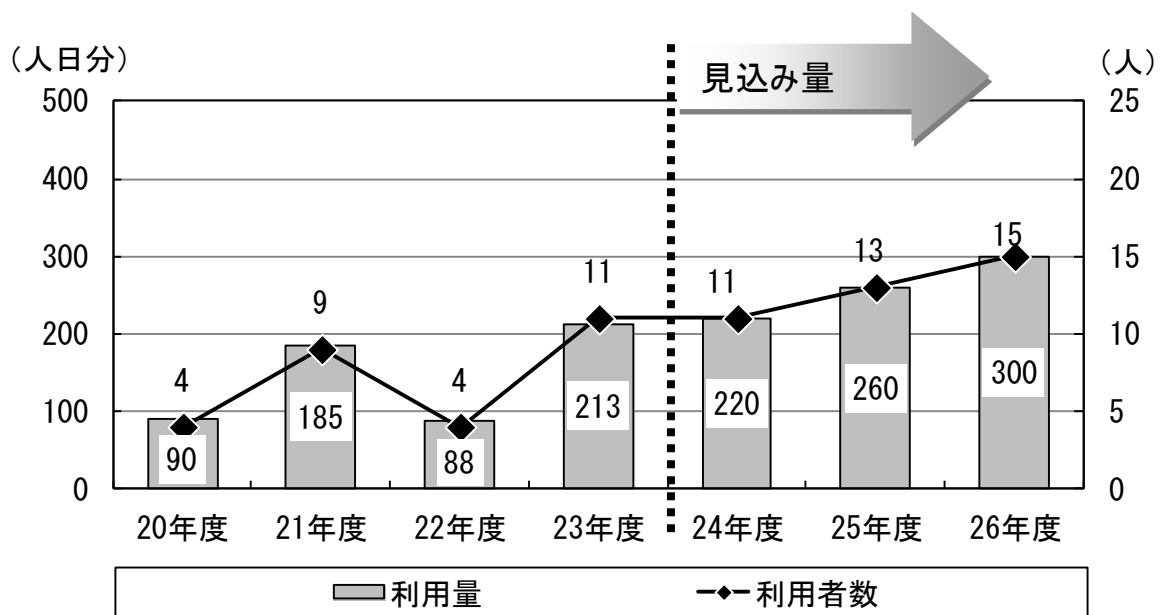
就労に向けた支援を進めていく中で、このサービスの必要性も高まってくるとみられる一方、利用できる期間に限りがあるサービス（原則2年）のため、大幅な利用増は見込られません。向日が丘支援学校の卒業生の進路動向などの社会的要因を踏まえて、横ばいの利用量を設定します。

⑤ 就労継続支援(A型)

《 1 か月あたりの利用者数・利用量の実績及び見込 》

単位	進捗度	20 年度	第二期計画(実績)			第三期計画(見込み量)		
			21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
人	実績値	4	9	4	11			
	計画値		7	8	10	11	13	15
	進捗率		129%	50%	110%			
人日分	実績値	90	185	88	213			
	計画値		154	176	220	220	260	300
	進捗率		120%	50%	97%			

注:23 年度は実績値を基にした推計値です。



【サービス見込み量】

「就労継続支援 (A 型)」は、利用実績が増減を繰り返して推移しています。利用者によっては、このサービスの利用後に一般就労へ移行するためだと思います。23 年度は、利用者数・利用量ともに、ほぼ計画値とおりの実績見込みになっています。

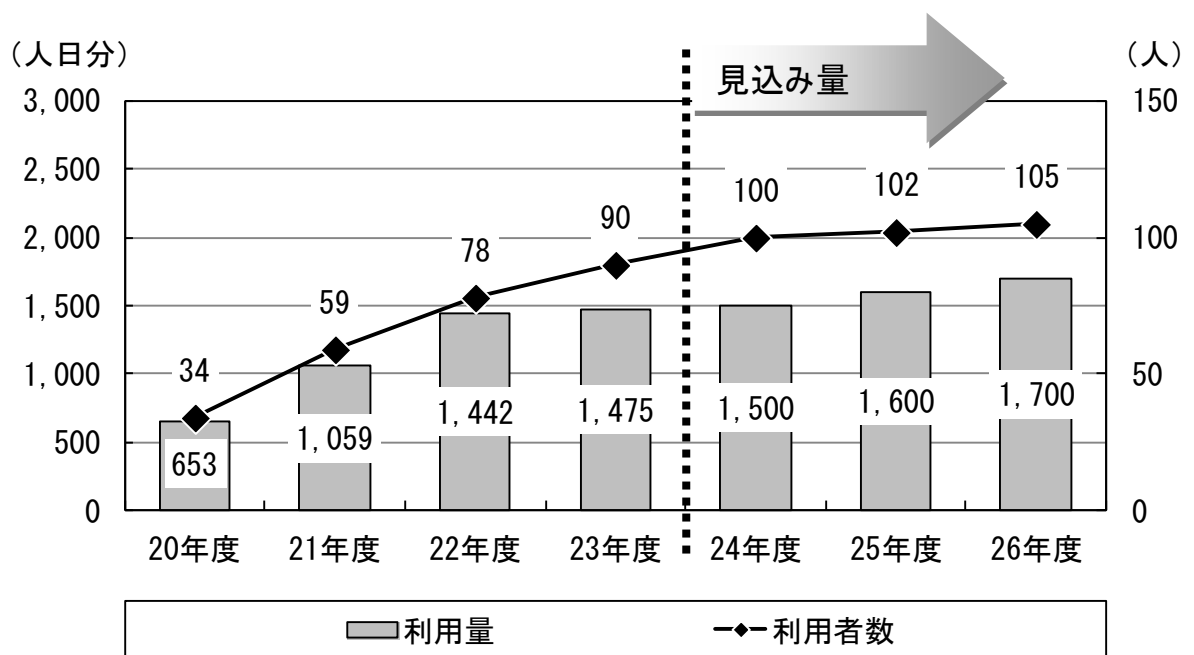
「就労移行支援」と同様、今後とも就労に向けた支援を進めていく中で、このサービスの必要性も高まってくるとみられるため、利用者の増加を見込んで、利用量を設定します。

⑥ 就労継続支援(B 型)

＜ 1 か月あたりの利用者数・利用量の実績及び見込 ＞

単位	進捗度	20 年度	第二期計画(実績)			第三期計画(見込み量)		
			21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
人	実績値	34	59	78	90			
	計画値		58	60	69	100	102	105
	進捗率		102%	130%	130%			
人日分	実績値	653	1,059	1,442	1,475			
	計画値		1,276	1,320	1,518	1,500	1,600	1,700
	進捗率		83%	109%	97%			

注:23 年度は実績値を基にした推計値です。



【サービス見込み量】

「就労継続支援 B 型」は、圏域内外の旧体系施設や共同作業所の体系移行により、年々利用実績が増加しており、利用者数は計画値を上回る結果になっています。乙訓圏域でも多くの事業所がサービスを提供するようになっていきます。

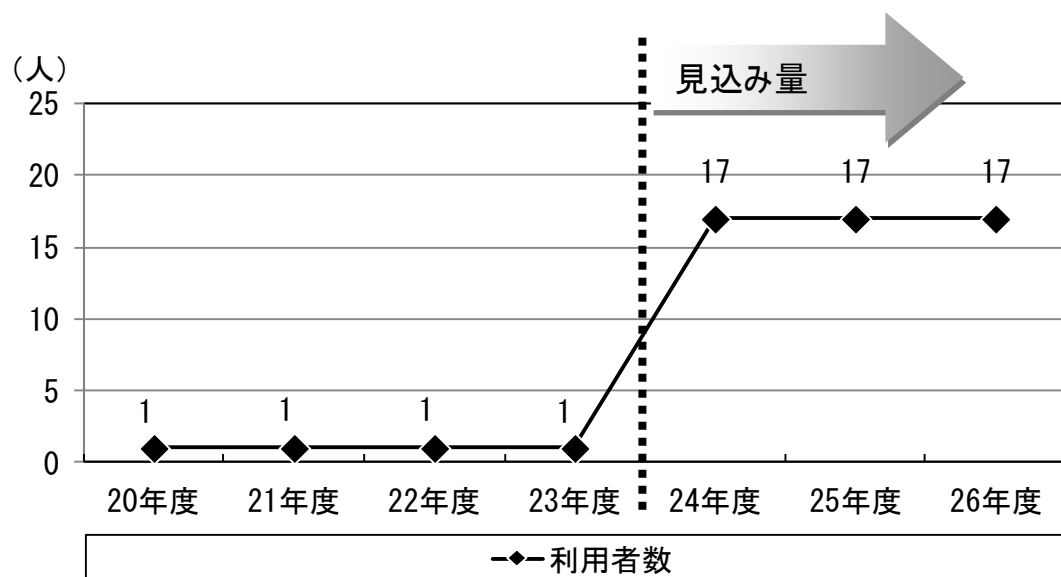
今後は、向日が丘支援学校の卒業生の進路動向などの社会的要因を踏まえて若干数の増加を見込み、利用量を設定します。

⑦ 療養介護

《 1 か月あたりの利用者数の実績及び見込 》

単位	進捗度	20 年度	第二期計画(実績)			第三期計画(見込み量)		
			21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
人	実績値	1	1	1	1			
	計画値		1	1	1	17	17	17
	進捗率		100%	100%	100%			

注：23 年度は実績値を基にした推計値です。



【サービス見込み量】

「療養介護」は、サービスの対象者が限られているため、23 年度まで大幅な利用の増加はなく、計画値通りの結果になっています。

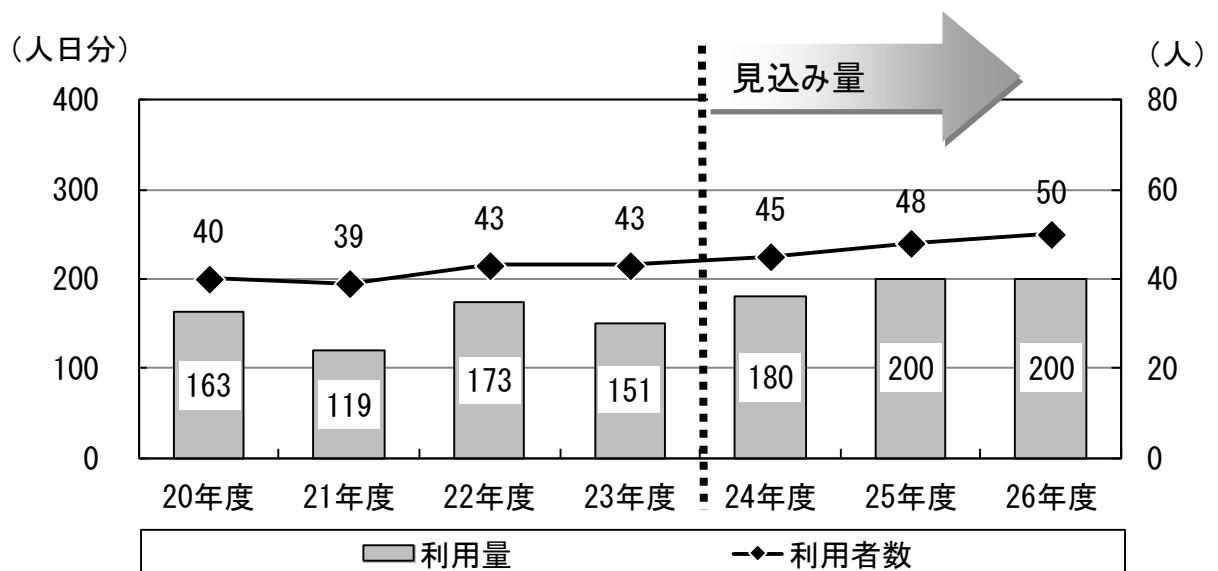
24 年度からは、児童福祉法の改正によって、重症心身障がい児施設や肢体不自由児施設等に入所する 18 歳以上の利用者が移行することが想定されます。そのため、京都府及び京都市から移管される利用者の増加を見込み、利用量を設定します。

⑧ 短期入所

《 1 か月あたりの利用者数・利用量の実績及び見込 》

単位	進捗度	20 年度	第二期計画(実績)			第三期計画(見込み量)		
			21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
人/月	実績値	40	39	43	43			
	計画値		35	38	38	45	48	50
	進捗率		111%	113%	113%			
人日分 /月	実績値	163	119	173	151			
	計画値		119	129	129	180	200	200
	進捗率		100%	134%	117%			

注: 23 年度は実績値を基にした推計値です。



【サービス見込み量】

「短期入所」の支給決定量は徐々に拡大していますが、乙訓圏域にサービスを提供している事業所が限られていることや、緊急時の利用に備えて支給決定を受けているケースなどもあり、他圏域での利用を含めても、利用率は低い数値で推移しています。

アンケート調査の結果をみると、身体障がいのある人と知的障がいのある人に非常に高い利用意向がみられることから、提供量のより一層の充足が求められています。そのため、23 年度までの利用者数・利用量ともに、計画値を上回っていますが、利用を希望する人のニーズに応えられていない現状があります。

今後、乙訓圏域内での増床予定があることを考慮し、利用量を設定します。

注: 日中一時支援事業(地域生活支援事業)は 50 ページに掲載しています。

2-3 居住系サービス

■居住系サービスの内容

サービス名	サービスの内容
①共同生活援助 (グループホーム)	障害程度区分1以下に該当する知的障がい及び精神障がいのある人を対象に、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行います。
②共同生活介護 (ケアホーム)	障害程度区分2以上に該当する知的障がい及び精神障がいのある人を対象に、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ及び食事などの介護、調理、洗濯及び掃除などの家事、生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡、その他の必要な日常生活上の世話をを行います。
③施設入所支援	生活介護を受けている障害程度区分4(50歳以上の場合は区分3)以上の人、あるいは自立訓練または就労移行支援を受けている人で入所しながら訓練などを実施することが必要かつ効果的であると認められている人、または地域の社会資源の状況やその他やむを得ない事情により、通所によって訓練などを受けることが困難な人を対象に、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

◆見込み量確保のための方策◆

居住系サービスについては、「共同生活介護（ケアホーム）」が、平成 24 年度に長岡京市内での開所が予定されています。

施設入所者や長期入院者の地域生活への移行を進めるため、また、介助者の高齢化が進む中で、障がいのある人が地域で必要な支援を受けながら暮らす生活の場として、「共同生活援助（グループホーム）」や「共同生活介護（ケアホーム）」は引き続き整備の必要性が高いため、グループホームなどの改修に係る経費を補助するとともに、サービス提供事業所との連携や情報提供などを通じて、乙訓圏域における参入促進に努めます。

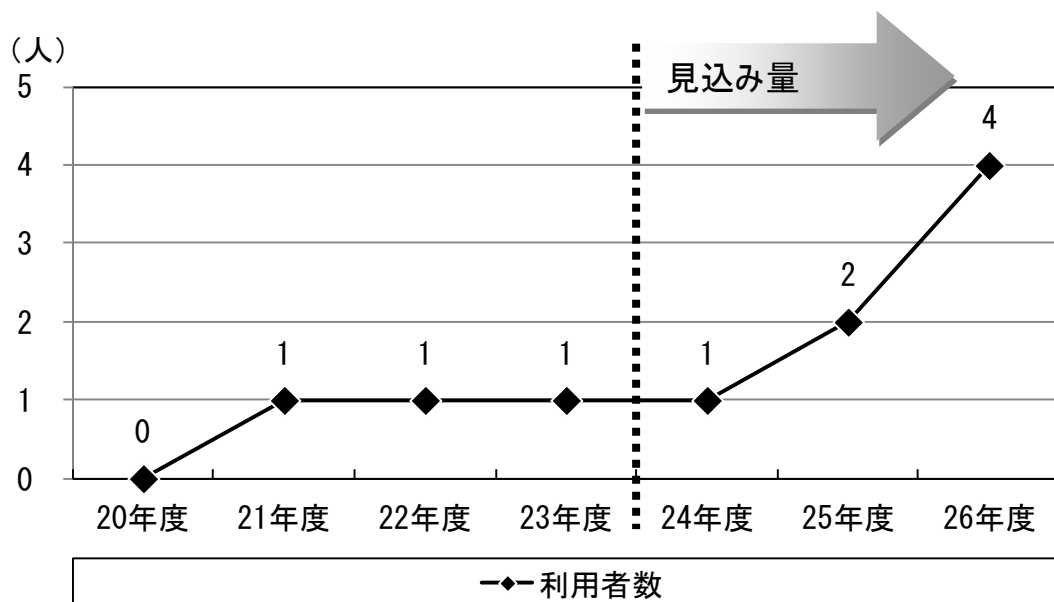
「施設入所支援」については、利用者及び事業者との連携を密にし日々の状況把握に努めることで、生活環境の改善につなげるとともに、利用者の意向を踏まえて地域生活への移行可能性について検討します。

① 共同生活援助(グループホーム)

《1か月あたりの利用者数の実績及び見込》

単位	進捗度	20 年度	第二期計画(実績)			第三期計画(見込み量)		
			21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
人	実績値	0	1	1	1			
	計画値		0	2	4	1	2	4
	進捗率		0%	50%	25%			

注：23 年度は実績値を基にした推計値です。



【サービス見込み量】

「共同生活援助(グループホーム)」は、第二期計画期間中に新規整備が進まなかったこともあり、利用者数は1人にとどまり、計画値を下回っています。

今後は施設入所者や長期入院者の地域生活への移行が進む中で、住まいの場として必要性が高まると見込まれます。現時点では、乙訓圏域でサービスを提供する事業所は限られていますが、今後サービスを必要とする人が利用可能となるよう提供量の拡大に努め、26年度までに一定数の増加を見込み、利用量を設定します。

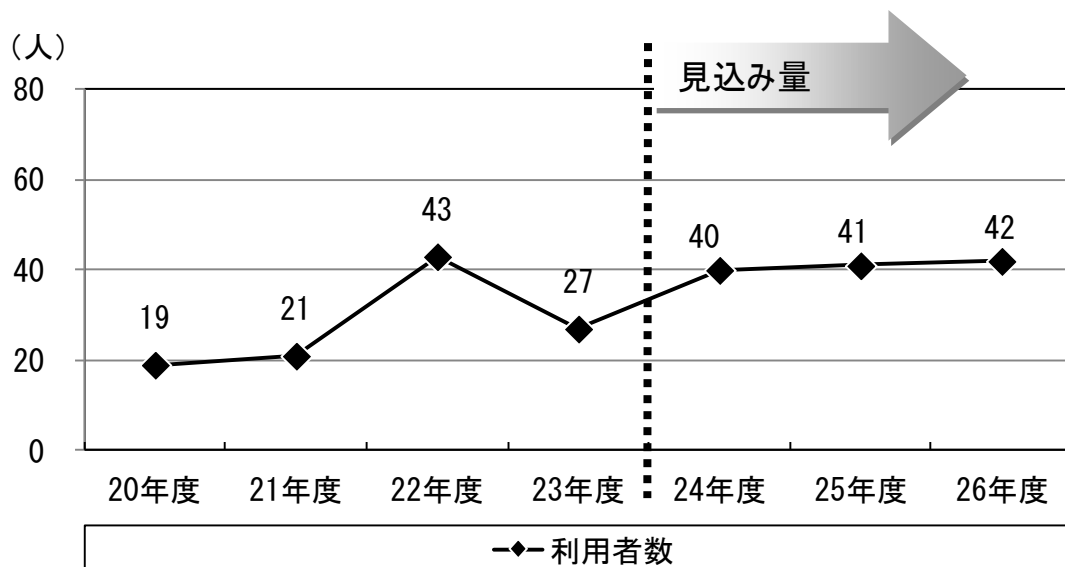
② 共同生活介護(ケアホーム)

《1か月あたりの利用者数の実績及び見込》

単位	進捗度	20 年度	第二期計画(実績)			第三期計画(見込み量)		
			21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
人	実績値	19	21	43	27			
	計画値		23	25	26	40	41	42
	進捗率		91%	172%	104%			

注:23 年度は実績値を基にした推計値です。

実績値は、各年度3月利用分の請求値を記載することとなっています。22年度の実績値は過誤による再請求分が多く含まれていたため、実際の利用者(24人)よりも高い実績値となっています。



【サービス見込み量】

「共同生活介護(ケアホーム)」の実績は、各年度で増加しており、23年度の利用者見込みが27人と、ほぼ計画値通りとなっています。

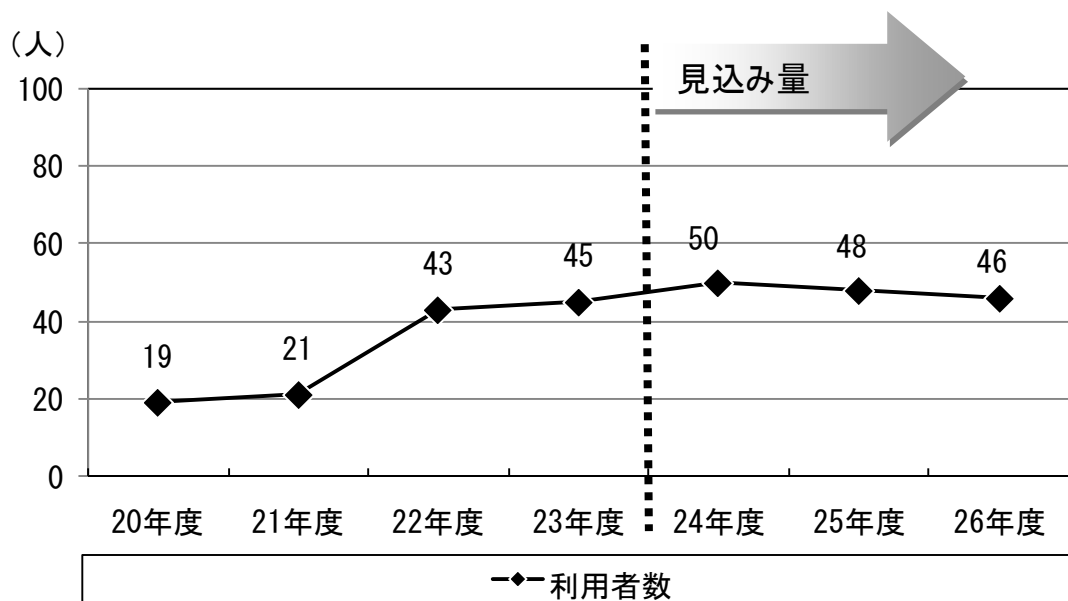
アンケート調査の結果において、特に知的障がいのある人の利用意向が高いことや、介助者の高齢化に伴う将来の暮らしへの不安が大きいこと、また、グループホームと同様に、施設入所者や長期入院者の地域生活への移行が進む中で、住まいの場として必要性がより一層高まると見込まれます。24年度に乙訓圏域に新たなケアホームが開所することから、一定数の増加を見込み、利用量を設定します。

③ 施設入所支援

《1か月あたりの利用者数の実績及び見込》

単位	進捗度	20 年度	第二期計画(実績)			第三期計画(見込み量)		
			21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
人	実績値	19	21	43	45			
	計画値		37	41	54	50	48	46
	進捗率		57%	105%	83%			

注:23 年度は実績値を基にした推計値です。



【サービス見込み量】

「施設入所支援」は障がい者施設の体系移行に伴い、提供量が拡大してきましたが、当初の想定より体系移行が遅れたため、23 年度の利用者数は、計画値を下回る結果となっています。

24 年度までにすべての事業所が体系移行することから、24 年度においても一定数の増加が見込まれます。一方、国の方針等により、今後入所施設の増設は見込めないことと、施設入所者の地域移行を進めることから、数値目標と合わせた利用量を設定します。

3. 相談支援

■相談支援サービスの内容

サービス名	対象	サービスの内容
①計画相談支援 (指定相談支援)	障がい福祉サービスを利用するすべての障がいのある人	支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
②地域移行支援 (指定相談支援)	障がい者支援施設等に入所している障がいのある人又は精神科病院に入院している精神障がいのある人	地域における生活に移行するための相談や住居の確保、その他必要な便宜を供与します。
③地域定着支援 (指定相談支援)	施設や病院から地域生活へ移行した障がいのある人やひとり暮らしへと移行した障がいのある人など	安定的に地域生活を営めるよう、障がいの特性に起因して生じる緊急の事態等に常時、相談など対応に必要な便宜を供与します。
④相談支援事業 (地域生活支援事業)	障がいのある人や介護者	相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援等を行うとともに、関係機関との連絡調整を行います。

* ①～③の指定相談支援は、障害者自立支援法上の指定相談支援事業所が行います。

* ④相談支援事業(地域生活支援事業)は、市が委託した事業所が行います。

* ①～④をすべて行う事業所もあれば、④のみを行う事業所もあり、どの相談を担うかは、事業所によって異なります。(下記図参照)

◎想定される組み合わせ例

A事業所	B事業所	C事業所	D事業所
①計画相談支援 ②地域移行支援 ③地域定着支援 ④相談支援事業	①計画相談支援 ②地域移行支援 ③地域定着支援	①計画相談支援	④相談支援事業

◆ 見込み量確保のための方策 ◆

障がいのある人が地域で住み続けるためには、サービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠です。

「計画相談支援（指定相談支援）」については、サービス等利用計画の作成がすべてのサービス利用者に拡大されることから、平成 26 年度までにすべての利用者に実施できるよう、事業所に対し、京都府の実施する相談支援員養成研修の周知を行い、乙訓圏域内で相談支援を担う人材の育成と確保に努めます。

また、施設入所者や長期入院者の地域生活への移行を進めるため、地域生活や住まいの場所に関する相談支援である「地域移行支援」「地域定着支援」を実施し、包括的相談支援体制の構築に努めます。

地域生活支援事業の「相談支援事業」においては、引き続き障がいのある人や介護者が身近な場所で気軽に相談できるよう、総合生活支援センターや市内の在宅介護支援センター、地域活動支援センター、相談支援事業所に相談窓口を設けるとともに、相談支援機能強化事業により精神保健福祉士などの専門職を配置します。

また、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センターについては、設置に当たり、障害者虐待防止法に基づく体制整備と合わせて、乙訓圏域での協議も含め、検討していきます。

なお、法改正による相談支援体制の変更を踏まえ、長岡京市における各会議の目的や機能について見直しを図り、より効果的、効率的なケアマネジメント体制の再構築を目指します。

《1 か月あたりの利用者数の見込》

サービス名	単位	24 年度	25 年度	26 年度
①計画相談支援	人	42	84	126
②地域移行支援	人	4	4	5
③地域定着支援	人	2	2	3

「計画相談支援」利用者数の見込み算出について

・積算の基礎とした数(概算):23 年度末支給決定者数約 600 人

50 人(①入所施設利用者)	1 年ごとに 1 回のモニタリング実施
390 人(②在宅継続利用者)	1 割が毎月のモニタリング実施
	9 割が 6 か月ごとに 1 回のモニタリング実施
160 人(児童デイサービスのみの利用者)	⇒ 障がい児相談支援の対象(54 ページ参照)

①・②は 24 年度から段階的に拡大し 26 年度までにすべての対象者について計画を策定する

③新規利用者(1 か月に 3 人、年間 36 人)…利用開始から 3 か月は毎月のモニタリング実施、その後は②と同じ

	24 年度	25 年度	26 年度
①入所施設利用者 (24 年度 50 人) (25 年度 48 人) (26 年度 46 人) 1 年に 1 回	利用者の 3 分の 1 を対象とする $15 \text{ 人} \times 1 \text{ 回} \div 12 \text{ 月} =$ 1 か月あたり 1 人	利用者の 3 分の 2 を対象とする $30 \text{ 人} \times 1 \text{ 回} \div 12 \text{ 月} =$ 1 か月あたり 2 人	利用者すべてを対象とする $46 \text{ 人} \times 1 \text{ 回} \div 12 \text{ 月} =$ 1 か月あたり 3 人
②在宅継続利用者 (390 人) 1 割:毎月 9 割:6 か月に 1 回	利用者の 3 分の 1 を対象とする $130 \text{ 人} \times 1 \text{ 割} = 13 \text{ 人(毎月)}$ $130 \text{ 人} \times 9 \text{ 割} = 117 \text{ 人} \times 2$ $\text{回} \div 12 \text{ 月} = 1 \text{ か月あたり}$ 19 人	利用者の 3 分の 2 を対象とする $260 \text{ 人} \times 1 \text{ 割} = 26 \text{ 人(毎月)}$ $260 \text{ 人} \times 9 \text{ 割} = 234 \text{ 人} \times 2$ $\text{回} \div 12 \text{ 月} = 1 \text{ か月あたり}$ 39 人	利用者すべてを対象とする $390 \text{ 人} \times 1 \text{ 割} = 39 \text{ 人(毎月)}$ $390 \text{ 人} \times 9 \text{ 割} = 351 \text{ 人} \times 2$ $\text{回} \div 12 \text{ 月} = 1 \text{ か月あたり}$ 58 人
③新規利用者 (36 人) 利用開始から 3 か月 は毎月	利用者すべてを対象とする $36 \text{ 人} \times 3 \text{ 回} \div 12 \text{ 月} = 1 \text{ か}$ 月あたり 9 人	利用者すべてを対象とする $36 \text{ 人} \times 3 \text{ 回} \div 12 \text{ 月} = 1 \text{ か}$ 月あたり 9 人	利用者すべてを対象とする $36 \text{ 人} \times 3 \text{ 回} \div 12 \text{ 月} = 1 \text{ か}$ 月あたり 9 人
		(24 年度の新規利用者の 継続利用) $36 \text{ 人} \times 1 \text{ 割} = 3 \text{ 人(毎月)}$ $36 \text{ 人} \times 9 \text{ 割} = 33 \text{ 人} \times 2 \text{ 回}$ $\div 12 \text{ 月} = 1 \text{ か月あたり } 5$ 人	(24、25 年度の新規利用 者の継続利用) $72 \text{ 人} \times 1 \text{ 割} = 7 \text{ 人(毎月)}$ $72 \text{ 人} \times 9 \text{ 割} = 65 \text{ 人} \times 2 \text{ 回}$ $\div 12 \text{ 月} = 1 \text{ か月あたり } 10$ 人
1 か月あたりの合計	$1 + 13 + 19 + 9 = 42 \text{ 人}$	$2 + 26 + 39 + 9 + 3 + 5 = 84$ 人	$3 + 39 + 58 + 9 + 7 + 10 =$ 126 人

注:上記は平成 23 年 12 月 27 日付障障地発 1227 第 3 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室長通知「障害福祉計画における計画相談支援の利用者数の算定にあたっての基本的な考え方について」に基づき算出したものです。

④相談支援事業(地域生活支援事業)

《実績と見込》

サービス名	単位	進捗度	20 年度	第二期計画(実績)			第三期計画(見込み量)		
				21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
(1)障害者相談支援事業	か所	実績値	8	8	8	8			
		計画値		8	8	8	10	10	10
		進捗率		100%	100%	100%			
基幹相談支援センター	—	実績値							
		計画値					協議	設置	設置
(2)市町村相談支援機能強化事業	か所	実績値	2	2	2	2			
		計画値		2	2	2	2	2	2
		進捗率		100%	100%	100%			

注: 第二期計画では、障害者相談支援事業は指定相談支援事業所への業務委託(2か所)を除いていましたが、第三期計画からはすべての委託相談事業所を掲載することとします。

【サービス見込み量】

「計画相談支援」は、全サービス利用者のうち1割が「集中的な支援が必要」として毎月利用し、残りの9割が6か月に1回利用するとともに、各年度の新規利用者がサービス開始から3か月利用すると推計して、利用者数を算定しています。

「地域移行支援」は、施設入所者の地域移行の数値目標と平成23年6月現在の入院患者数のうち入院期間が1年以上で覚醒状態にある人数を基礎として、地域生活移行の可能性のある人数を推計し、利用者数を算定しています。

「地域定着支援」は、「地域移行支援」利用者のうち、居宅での一人暮らしが見込まれる人数を推計し、利用者数を算定しています。

「障害者相談支援事業」は、引き続き事業所へ委託して実施します。地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センターについては、設置にあたり、障害者虐待防止法に基づく体制整備と合わせて、乙訓圏域での協議も含め、検討していきます。

また、相談支援機能強化事業による精神保健福祉士などの専門職の配置も引き続き実施します。

4. 地域生活支援事業のサービス見込み量と確保策

注：相談支援事業については「3.相談支援」に記載しています。

4-1 成年後見制度利用支援事業

■成年後見制度利用支援事業の内容

事業名	事業の内容
成年後見制度利用支援事業	判断能力が不十分な障がいのある人が、障がい福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、成年後見制度の利用を支援する事業に対しての補助を行います。

◆見込み量確保のための方策◆

成年後見制度利用支援事業は、平成 24 年度から必須事業となることから、支援の必要な人が利用できるよう、関係機関とも連携を図りながら実施します。

《実績と見込》

サービス名	単位	進捗度	20 年度	第二期計画(実績)			第三期計画(見込み量)		
				21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
成年後見制度利用支援事業	件/年	実績値	0	0	1	0			
		計画値		2	3	3	2	2	2
		進捗率		0%	33%	0%			

注：23 年度は実績値を基にした推計値です。

【サービス見込み量】

成年後見制度利用支援事業の実績は、22 年度に 1 件の実績があったのみで計画値を下回っています。

今後は、関係機関との連携を図る中で利用者が微増すると見込んで、利用量を設定します。

4-2 コミュニケーション支援事業

■コミュニケーション支援事業の内容

事業名	事業の内容
コミュニケーション支援事業	聴覚、音声言語機能などに障がいのある人に対して、コミュニケーション手段を確保するために、手話通訳者を設置するとともに、手話通訳者や要約筆記奉仕員の派遣などにより、日常生活における意思疎通の支援を行います。

◆見込み量確保のための方策◆

市役所に手話通訳者を設置し、聴覚障がいのある人などの支援を行うとともに、必要に応じて登録手話通訳者及び登録要約筆記奉仕員を派遣し、コミュニケーション手段の確保及び情報保障を図ります。

手話通訳者や要約筆記奉仕員の養成研修の拡充など、人材の育成に注力し、必要な情報保障に向けてサービス提供体制のより一層の拡大を図ります。

《実績と見込》

項目	単位	進捗度	20 年度	第二期計画(実績)			第三期計画(見込み量)		
				21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
手話通訳者派遣事業	人分/月 (24 年度～) 人/年	実績値	33	23	26	17			
		計画値		35	35	38	32	33	34
		進捗率		66%	74%	45%			
要約筆記奉仕員派遣事業	人分/月 (24 年度～) 人/年	実績値	20	23	37	23			
		計画値		22	22	25	37	38	40
		進捗率		105%	168%	92%			
手話通訳設置事業	人	実績値	2	2	2	2			
		計画値		2	2	2	2	3	3
		進捗率		100%	100%	100%			

注:23 年度は実績値を基にした推計値です。

注:国の「基本指針」に基づき、「手話通訳者派遣事業」及び「要約筆記奉仕員派遣事業」は実利用者見込み数を、「手話通訳設置事業」は設置人数の見込み数を設定します。

【サービス見込み量】

手話通訳者や要約筆記奉仕員の実利用者数は、新たに聴覚障がいの身体障害者手帳を取得する人や転入者によって微増すると見込んでいます。

4-3 日常生活用具給付等事業

■日常生活用具給付等事業の内容

事業名	事業の内容
日常生活用具給付等事業	障がいのある人の日常生活の便宜を図るための用具について、給付または貸与を行います。

◆見込み量確保のための方策◆

利用希望者の把握に努めるとともに、障がいのある人が生活の質の向上を図ることができるよう、障がいの特性に合わせた適切な日常生活用具の給付を行います。

《実績と見込》

項目	単位	進捗度	20年度	第二期計画(実績)			第三期計画(見込み量)		
				21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
介護訓練 支援用具	件/年	実績値	3	9	4	2			
		計画値		6	6	6	5	5	5
		進捗率		150%	67%	33%			
自立生活 支援用具	件/年	実績値	25	27	18	25			
		計画値		25	25	25	30	30	30
		進捗率		108%	72%	100%			
在宅療養等 支援用具	件/年	実績値	12	28	23	20			
		計画値		15	15	15	25	25	25
		進捗率		186%	153%	133%			
情報・意思 疎通支援用 具	件/年	実績値	10	25	25	18			
		計画値		12	12	12	25	25	25
		進捗率		208%	208%	150%			
排泄管理 支援用具	件/年	実績値	440	325	314	430			
		計画値		450	450	470	430	430	430
		進捗率		72%	70%	91%			
住宅改修費	件/年	実績値	3	3	1	2			
		計画値		3	3	3	5	5	5
		進捗率		100%	33%	67%			

注: 23年度は実績値を基にした推計値です。

【サービス見込み量】

「日常生活用具給付等事業」の各サービスの実績は、各年度において増減を繰り返し、推移しています。「在宅療養等支援用具」と「情報・意思疎通支援用具」については、計画値を大きく上回る結果となっていますが、「介護訓練支援用具」や「排泄管理支援用具」など進捗率の低いサービスもあります。

重度の障がいのある人などが日常生活を営む上で、日常生活上の困難を改善するための用具の必要性は高く、自己負担の軽減を図りながら、必要に応じて給付を受けることができるよう、適切な提供量を見込みます。

4-4 移動支援事業

■移動支援事業の内容

事業名	事業の内容
移動支援事業	屋外の移動が困難な障がいのある人などに対して、社会生活上必要な外出や余暇活動など、外出のための支援を行い、社会参加を促進します。

◆見込み量確保のための方策◆

移動支援は、障がいのある人などが社会生活を送り、自分らしく生活する上で必要なサービスです。必要な時に適切に利用できるよう、サービス提供事業所や関係機関と連携し、従事者の養成に取り組み、人材の育成と確保に努めます。

また、ケアマネジメント会議等で利用者情報の共有化と関係機関の連携に努め、事業者が利用者それぞれの障がい特性に沿ったサービスを提供できるよう、関係機関全体のサービス水準の向上を図ります。

《実績と見込》

単位	進捗度	20 年度	第二期計画(実績)			第三期計画(見込み量)		
			21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
実利用 人数/ 年	実績値	102	130	134	135			
	計画値		105	110	115	140	145	150
	進捗率		124%	122%	117%			
時間/ 月	実績値	941	799	966	1,100			
	計画値		1,050	1,100	1,150	1,200	1,250	1,300
	進捗率		76%	88%	96%			

注:23 年度は実績値を基にした推計値です。

【サービス見込み量】

「移動支援事業」の実績は、利用者数・利用量ともに、増加傾向で推移しています。利用者数は計画を上回って推移していますが、利用時間は計画値を下回って推移しており、「一人あたりの利用時間」が当初の見込みより少ない結果となっています。

人材の育成に努めることにより、利用者と利用量の増加を見込みます。

4-5 地域活動支援センター事業

■地域活動支援センターの内容

事業名	事業の内容
地域活動支援センター事業	地域活動支援センターにおいて、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの支援を行います。

◆見込み量確保のための方策◆

サービス事業所と連携し、利用者のニーズに合ったサービス提供体制の整備を進めます。

《実績と見込》

項目	単位	進捗度	20年度	第二期計画(実績)			第三期計画(見込み量)		
				21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
実利用人数	人/年	実績値	15	22	27	37			
		計画値		18	18	44	40	45	50
		進捗率		122%	150%	84%			
地域活動支援センター基礎的事業	か所	実績値	3	3	3	3			
		計画値		3	3	5	3	3	3
		進捗率		100%	100%	60%			
地域活動支援センター機能強化事業	か所	実績値	3	3	3	3			
		計画値		3	3	5	3	3	3
		進捗率		100%	100%	60%			

注:23年度は実績値を基にした推計値です。

【サービス見込み量】

「地域活動支援センター事業」の実績は、第一期計画期間中に精神障害者地域生活支援センターや障がい者デイサービス事業所などが移行して事業を実施しており、利用者数は増加傾向で推移しています。

今後も引き続き、事業の実施継続と利用者の増加を見込んでいます。

4-6 任意事業

■任意事業の内容

サービス名	サービスの内容
①福祉ホーム事業	住居を求めている障がいのある人に対して、低額な料金で、居室その他の設備を提供し、日常生活に必要な便宜を供与します。
②訪問入浴サービス事業	地域における障がいのある人の生活を支援するため、訪問入浴サービスを提供し、障がいのある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図ります。
③更生訓練費支給事業	更生訓練を受けている人に対して更生訓練費を支給します。また、訓練終了や就労移行支援事業もしくは就労継続支援事業を利用し、就職などにより自立する者に対し就職支度金を支給します。
④生活支援事業	障がいのある人などに対し、生活の質の向上と社会復帰の促進を図るため、日常生活上必要な訓練・指導等、本人活動支援などを行います。生活訓練事業がこれにあたります。
⑤日中一時支援事業	障がいのある人などに日中における活動の場を確保し、障がいのある人などの家族の就労を支援するとともに、一時的な休息を確保します。
⑥生活サポート事業	介護給付支給決定者以外の人に対し、日常生活に関する支援・家事に対する必要な支援を行い、地域での自立した生活を支援します。
⑦芸術・文化講座開催等事業	障がいのある人の芸術・文化活動を振興するため、障がいのある人の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行います。
⑧奉仕員養成研修事業	日常会話程度の手話表現技術を取得した手話奉仕員、要約筆記に必要な技術などを習得した要約筆記奉仕員を養成研修します。
⑨自動車運転免許取得教習費・自動車改造費助成事業	自動車運転免許の取得に要する費用や自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

◆見込み量確保のための方策◆

「訪問入浴サービス事業」については、ニーズの高まりに対応して事業所の確保に努めるとともに、利用者に対するサービスの向上を図ります。

「日中一時支援事業」については、増加するニーズに対応するため、今後とも条件整備されたサービス提供事業者の確保に努めます。

その他の任意事業においても、利用者が必要なサービスを利用できるよう事業内容等に関する情報を周知するとともに、提供事業所の拡大に努めます。

① 福祉ホーム事業

《実績と見込》

単位		20 年度	第二期計画(実績)			第三期計画(見込み量)		
			21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
人/月	実績値	5	5	5	5			
	計画値					5	5	5

注: 23 年度は実績値を基にした推計値です。

【サービス見込み量】

「福祉ホーム事業」の実績は、各年度ともに利用者数が5人となっています。

今後も新設予定がないことから、利用者数は横ばいで推移するものとして、利用量を設定します。

② 訪問入浴サービス事業

《実績と見込》

単位		20 年度	第二期計画(実績)			第三期計画(見込み量)		
			21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
実利用 人数/年	実績値	0	0	1	2			
	計画値					3	4	5
回/年	実績値	0	0	18	30			
	計画値					159	212	265

注: 23 年度は実績値を基にした推計値です。

【サービス見込み量】

「訪問入浴サービス事業」の実績は1～2人となっています。

今後、利用者の増加と一人あたりの利用回数も増加することを見込んで、利用量を設定します。

③ 更生訓練費支給事業

《実績と見込》

単位	進捗度	20 年度	第二期計画(実績)			第三期計画(見込み量)		
			21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
人/年	実績値	16	5	5	3			
	計画値		3	2	2	3	3	3
	進捗率		167%	250%	150%			

注: 23 年度は実績値を基にした推計値です。

【サービス見込み量】

「更生訓練費支給事業」の実績は、旧法施設の新体系への移行等により減少しています。

今後、就労に向けた支援を進めていく中で、一定数で対象者が推移すると見込んで、利用量を設定します。

④ 生活支援事業

《実績と見込》

単位		20 年度	第二期計画(実績)			第三期計画(見込み量)		
			21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
件/年	実績値	2	3	3	3			
	計画値					4	4	5

注: 23 年度は実績値を基にした推計値です。

【サービス見込み量】

「生活支援事業」の実績は、各年度ともに横ばいで推移しています。

今後も、地域生活への移行を進めていく中で利用件数が増加することを見込んで、利用量を設定します。

⑤ 日中一時支援事業

《実績と見込》

単位	進捗度	20 年度	第二期計画(実績)			第三期計画(見込み量)		
			21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
実利用 人数/月	実績値	42	57	57	58			
	計画値		45	45	48	60	62	65
	進捗率		127%	127%	121%			
時間/月	実績値		175	190	180			
	計画値		180	180	192	240	250	260
	進捗率		97%	106%	94%			

注: 23 年度は実績値を基にした推計値です。

【サービス見込み量】

「日中一時支援事業」の実績は平成 21 年度に増加した後、微増傾向にあります。

各種調査からも利用ニーズが高く利用者の増加が見込まれることから、利用量を設定します。

* 短期入所(障がい福祉サービス)は、32 ページに掲載しています。

⑥ 生活サポート事業

《実績と見込》

単位		20 年度	第二期計画(実績)			第三期計画(見込み量)		
			21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
人/月	実績値	0	0	1	0			
	計画値					1	1	1

注: 23 年度は実績値を基にした推計値です。

【サービス見込み量】

「生活サポート事業」については、平成 22 年度の 1 人のみの利用となっています。

今後も、障がい程度区分の認定に満たない人のサービス利用が想定されるため、実績を踏まえて利用量を設定します。

⑦ 芸術・文化講座開催等事業

《実績と見込》

単位		20 年度	第二期計画(実績)			第三期計画(見込み量)		
			21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
人/年	実績値	160	177	166	170			
	計画値					170	170	170

注:23 年度は実績値を基にした推計値です。

【サービス見込み量】

「芸術・文化講座開催等事業」の参加者は約 160 人から 170 人台で推移しています。

今後も本事業を継続的に推進することから、利用量を設定します。

⑧ 奉仕員養成研修事業

《実績と見込》

単位		20 年度	第二期計画(実績)			第三期計画(見込み量)		
			21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
人/年	実績値	60	72	67	50			
	計画値					45	45	45

注:23 年度は実績値を基にした推計値です。

【サービス見込み量】

「奉仕員養成研修事業」の参加者は、平成 21 年度に増加しましたが、その後は減少傾向で推移しています。

今後も継続的に本事業を推進し、奉仕員などの育成を図る必要があることから、利用量を設定します。

⑨ 自動車運転免許取得教習費・自動車改造費助成事業

・自動車運転免許取得教習費

《実績と見込》

単位	進捗度	20 年度	第二期計画(実績)			第三期計画(見込み量)		
			21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
人/年	実績値	1	1	1	1			
	計画値		3	3	3	3	3	3
	進捗率		33%	33%	33%			

注: 23 年度は実績値を基にした推計値です。

・自動車改造費助成事業

《実績と見込》

単位	進捗度	20 年度	第二期計画(実績)			第三期計画(見込み量)		
			21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
件/年	実績値	3	2	1	1			
	計画値		3	3	3	3	3	3
	進捗率		67%	33%	33%			

注: 23 年度は実績値を基にした推計値です。

【サービス見込み量】

「自動車運転免許取得教習費」及び「自動車改造費助成事業」の利用者数は、各年度ともに計画値を下回る結果となっています。

身体障がいのある人の社会参加の促進を図るため、事業の継続を図る必要があり、利用促進の周知を図るなどして、これまでの計画値と同様の件数を見込み、利用量を設定します。

5. 障がいのある児童への支援

5-1 児童発達支援・放課後等デイサービス（児童デイサービス）

■児童発達支援・放課後等デイサービスの内容

事業名	事業の内容
児童発達支援	身体障がい、知的障がい、精神障がいのある児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練などを行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がいのある児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障がいのある児童の放課後等の居場所を提供します。

注：平成 24 年 4 月から新設されるサービス

《実績と見込》

単位	進捗度	20 年度	第二期計画(実績)			第三期計画(見込み量)		
			21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
実利用 人数/ 月	実績値	116	135	153	180	210	225	245
	計画値		150	150	150			
	進捗率		90%	102%	120%			
人日分 /月	実績値	347	360	417	490	525	550	575
	計画値		525	525	525			
	進捗率		69%	79%	93%			

注：23 年度までの実績及び計画値は児童デイサービスの値です。

23 年度は実績値を基にした推計値です。

5-2 保育所等訪問支援

■保育所等訪問支援の内容

事業名	事業の内容
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がいのある児童、または今後利用する予定の障がいのある児童が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び当該施設のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。

注：平成 24 年 4 月から新設されるサービス

《見込》

サービス名	単位	24 年度	25 年度	26 年度
保育所等訪問支援	—	実施	実施	実施

5-3 障がい児相談支援

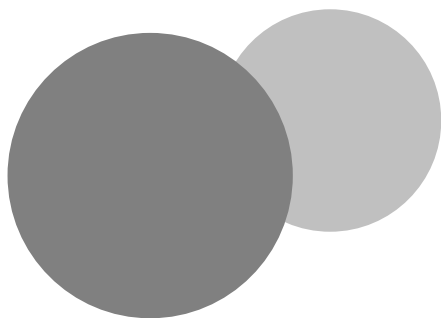
■相談支援サービスの内容

サービス名	サービスの内容
障がい児相談支援	障がい児通所支援を利用するすべての障がい児を対象に、支給決定または支給決定の変更前に、障がい児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

注：平成 24 年 4 月から新設されるサービス

《見込》

サービス名	単位	24 年度	25 年度	26 年度
障がい児相談支援	人/月	35	38	40



第4章

計画の推進体制

1. 庁内の連携体制

この計画を推進するにあたっては、障がいのある人の就労支援や地域生活への移行支援など、福祉分野だけでなく、保健・医療をはじめ、人権、産業・雇用、教育、住宅など多様な分野との連携が必要となります。そのため、関係各課との連携、調整を図りながら計画を推進します。

2. 京都府・周辺自治体との連携

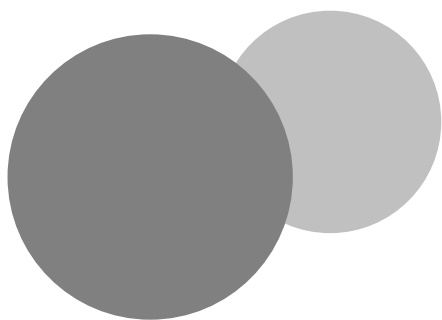
障がい福祉サービスの提供及び就労支援にあたっては、市民の利用する事業所が乙訓圏域にとどまらないため、周辺自治体を含めた府内全域における調整とネットワーク化が必要となるため、乙訓圏域障害者自立支援協議会や京都府・近隣市町との連携を図りながら、計画を推進していきます。

3. 関係機関との連携

障がい福祉サービスの見込み量の確保やサービスの質の向上にあたっては、サービス提供事業所をはじめとする、関係機関との連携が不可欠です。乙訓圏域障害者自立支援協議会において、乙訓圏域の課題について情報を共有し、連携の緊密化を図り、体制の整備について協議します。また長岡京市の障がい者ネットワーク連絡調整チーム会議やケアマネジメント会議等を通して、関係機関と情報や課題を共有し、計画を推進していきます。

4. 計画の評価・点検

この計画の評価については、各年度、計画に定める数値目標などの検証を行い、「地域健康福祉推進委員会障がい福祉部会」や乙訓圏域障害者自立支援協議会へ報告するとともに、課題事項については翌年以降の施策実施へと反映します。また、その過程において、関係者の参画を求め、幅広い立場から意見を聴き、計画の全体的な実施状況を評価・点検します。



第 5 章

資料編

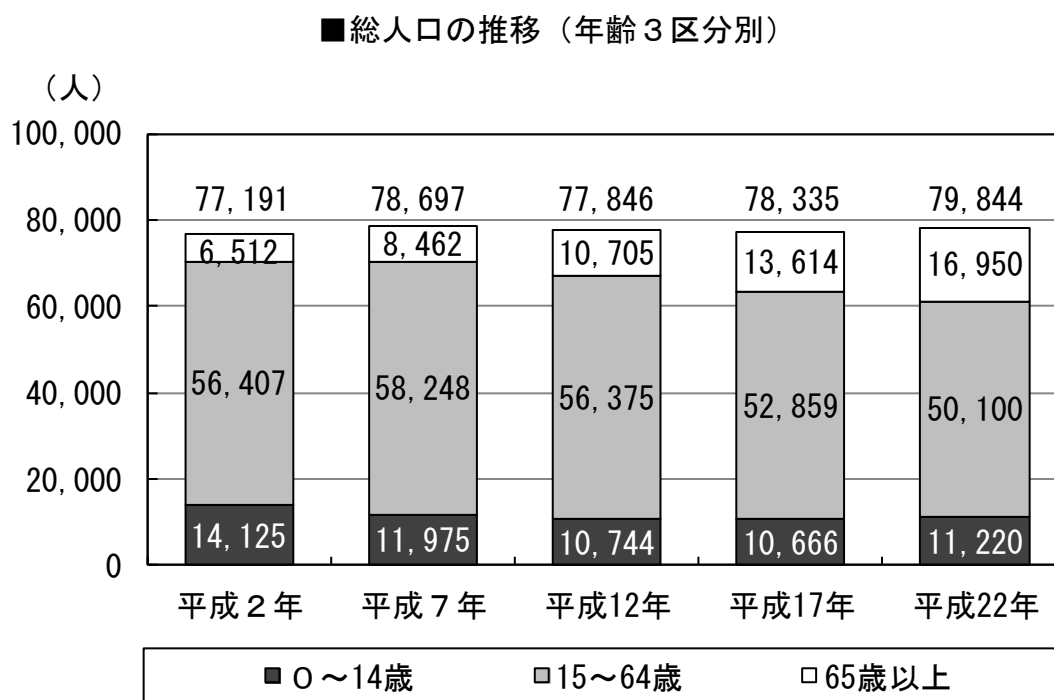
1. 長岡京市の人口の推移

1-1 年齢3区分別人口の推移

本市の総人口の推移をみると、年々増加傾向にあり、平成 22 年には 79,844 人となっており、平成 2 年と比較すると 1.03 倍になっています。

年齢 3 区分別人口をみると、0～14 歳の年少人口、15～64 歳の生産年齢人口は減少傾向、65 歳以上の高齢者人口は増加傾向にあります。

これを構成比の推移でみると、高齢化率が増加傾向にあり、本市においても、高齢化が進行していることがうかがえます。



資料：国勢調査

合計には年齢不詳を含む（年齢不詳数は、平成 2 年＝147 人、平成 7 年＝12 人、平成 12 年＝22 人、平成 17 年＝1,196 人、平成 22 年＝1,574 人）

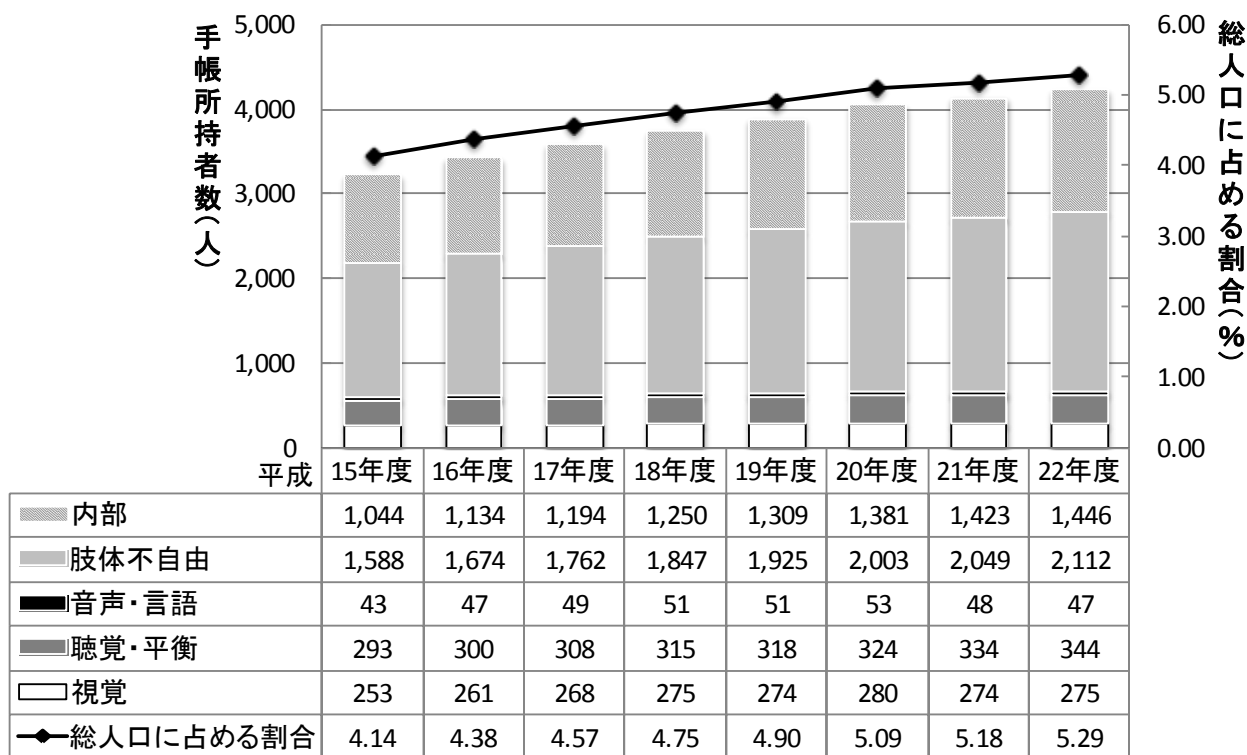
2. 障害者手帳所持者等の状況

2-1 身体障がいのある人の状況

①身体障害者手帳所持者数の推移

平成 22 年度の本市の身体障害者手帳所持者は、4,224 人となっており、本市の総人口 79,844 人に対して、5.29%を占めています。手帳所持者数、総人口に占める手帳所持者数の割合はともに年々増加しています。

■身体障害者手帳所持者数の推移

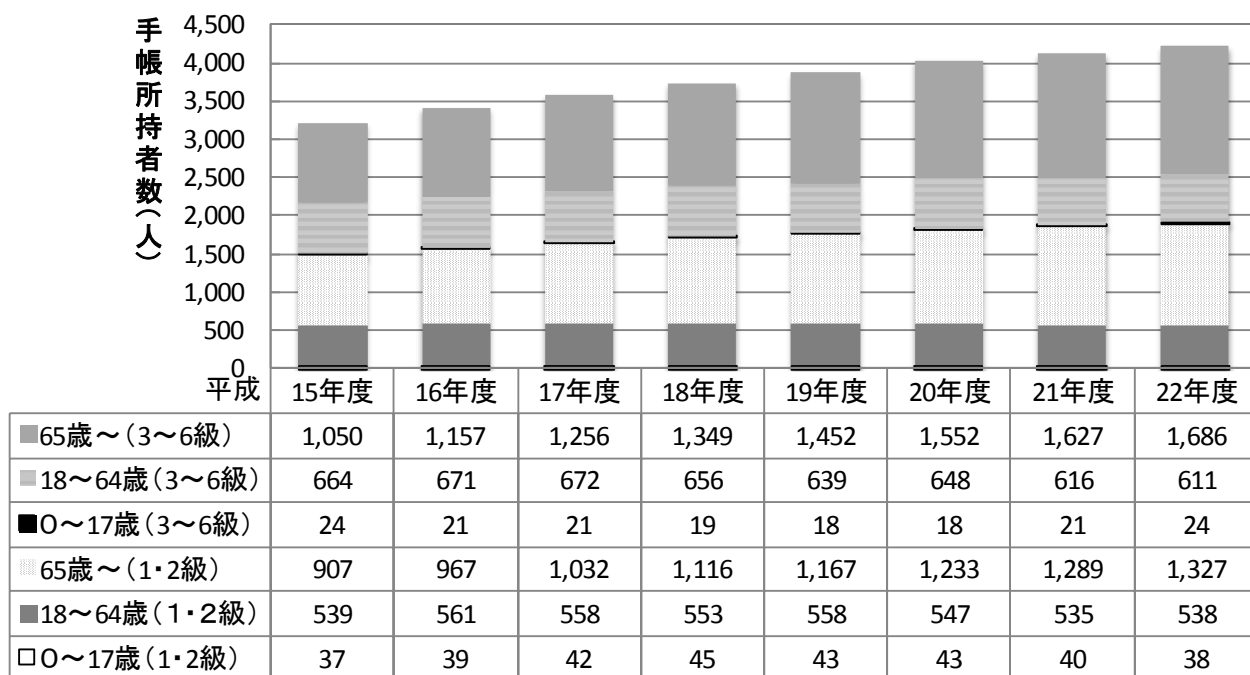


資料：障がい福祉課調べ（各年度末現在）

②身体障害者手帳所持者数の等級別・年齢別推移

身体障害者手帳所持者の障がいの等級別・年齢別の内訳の推移をみると、「65 歳～（3～6級）」で平成 15 年度が 1,050 人、平成 22 年度が 1,686 人となっており、「65 歳～（3～6級）」の増加が顕著になっています。

■等級別・年齢別身体障害者手帳所持者数の推移



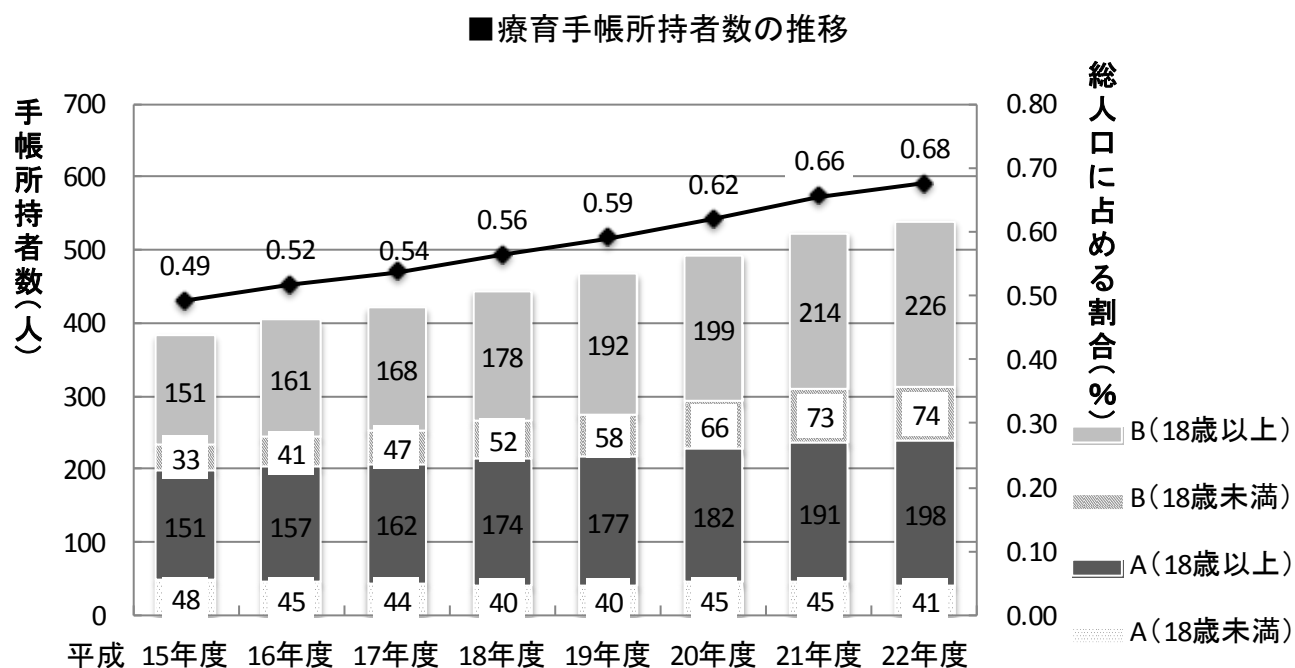
資料：障がい福祉課調べ（各年度末現在）

2-2 知的障がいのある人の状況

①療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者は、539 人となっており、本市の総人口 79,844 人に対して、0.68%を占めています。

手帳所持者数、総人口に占める手帳所持者数の割合はともに年々増加しています。

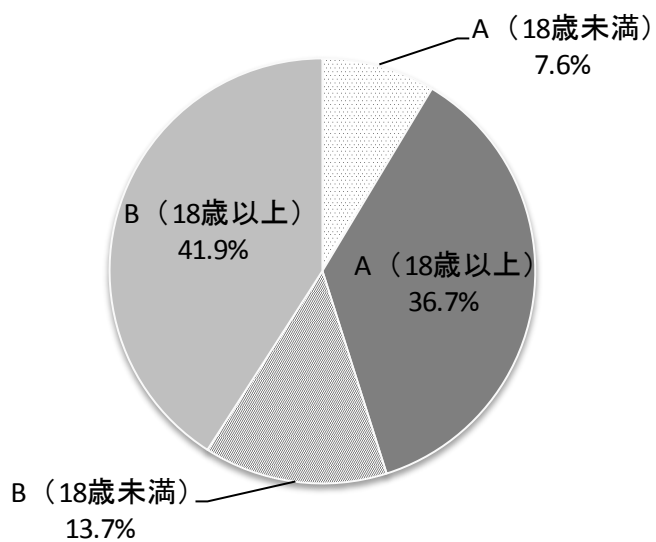


資料：障がい福祉課調べ（各年度末現在）

②障がいの年齢・程度別割合

平成 22 年度の療育手帳所持者の障がいの程度をみると、Aの人（44.3%）よりBの人（55.6%）の方が多く、年齢別にみると、18 歳以上のBの人が 41.9%と最も高くなっています。

■平成 22 年度療育手帳所持者数の内訳



資料:障がい福祉課調べ(22年度末現在)

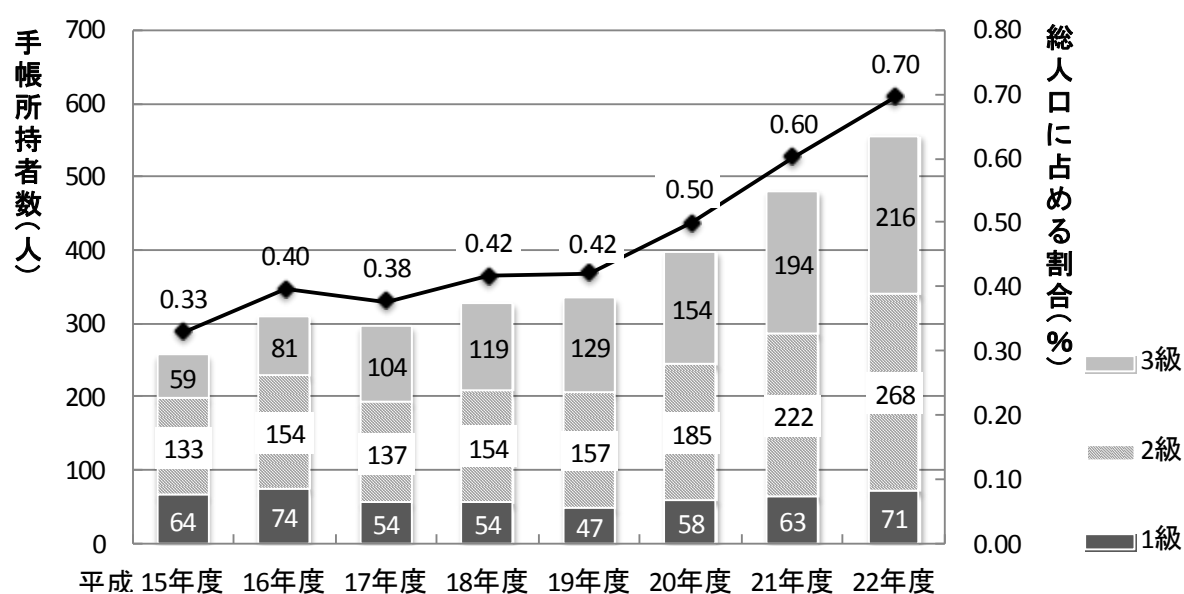
2-3 精神障がいのある人の状況

①精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

平成 22 年度の精神障害者保健福祉手帳所持者は、555 人となっており、本市の総人口 79,844 人に対して、0.70%を占めています。

手帳所持者数、総人口に占める手帳所持者数の割合は増減がみられますが、平成 19 年度以降増加しています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

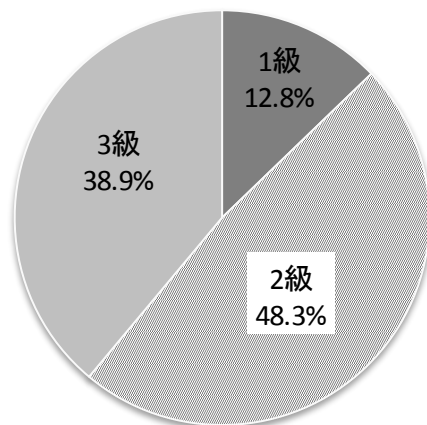


資料:障がい福祉課調べ(各年度末現在)

②障がいの年齢・等級別割合

精神障害者保健福祉手帳所持者の障がいの等級をみると、1 級が 12.8%、2 級が 48.3%、3 級が 38.9%となっています。

■平成 22 年度精神障害者保健福祉手帳所持者数の内訳



資料：障がい福祉課調べ（22年度末現在）

3. 事業所アンケート調査概略

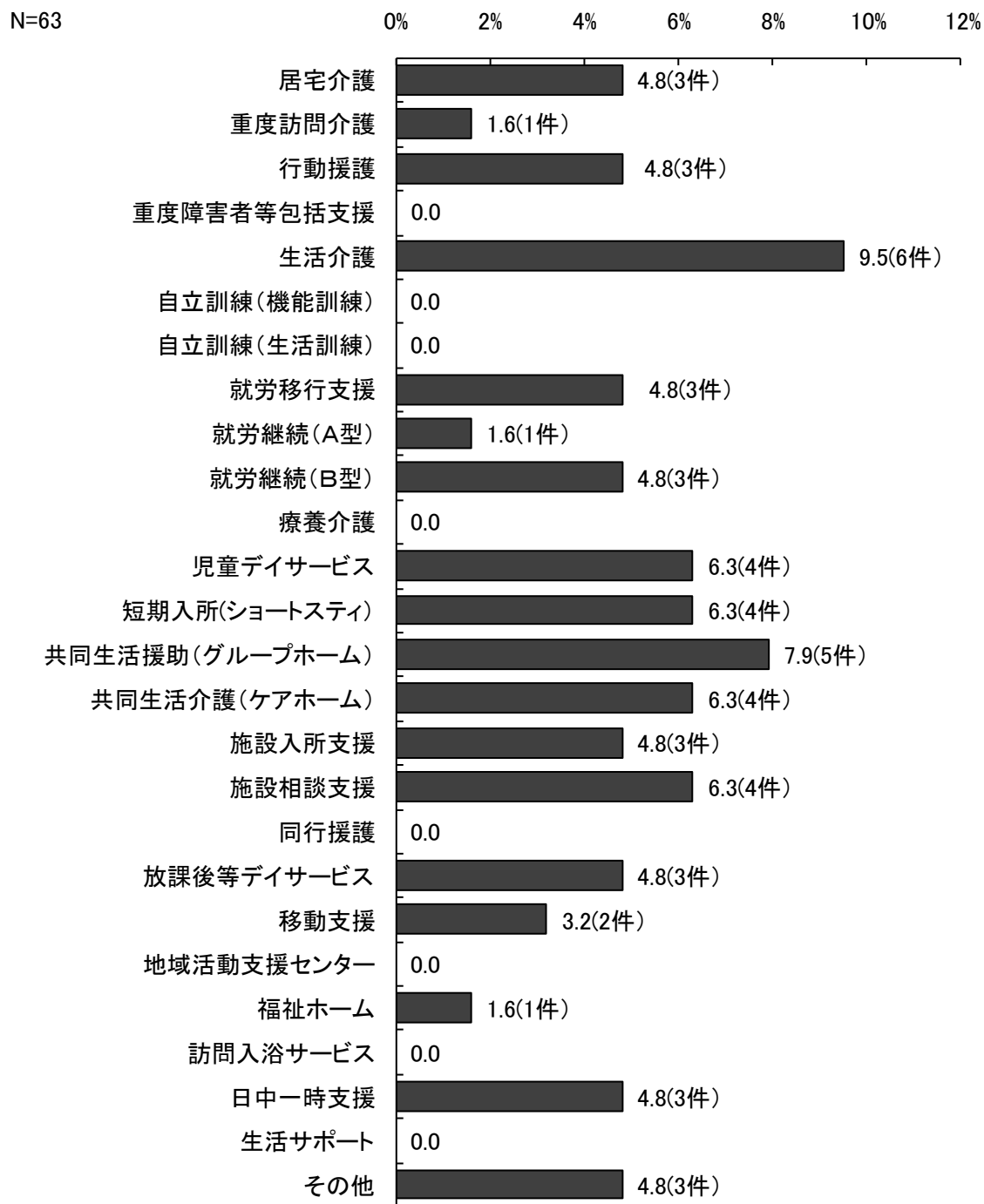
3-1 今後のサービスの提供意向

①障がい福祉サービス提供状況と今後の計画〈今後の増員・新規参入〉

障がい福祉サービス名	単位	現在の提供状況			今後の増員 新規参入予定		
		定員数	利用者数	長岡京市の 利用者	増加分	乙訓	乙訓外 /不明
居宅介護	人	50	292	147	100	90	10
重度訪問介護	人	12	30	16	16	6	10
行動援護	人	0	98	27	15	15	0
重度障害者等包括支援	人	0	0	0	0	0	0
生活介護	人	831	839	112	59	0	59
自立訓練(機能訓練)	人	0	0	0	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	人	26	39	1	26	20	6
就労移行支援	人	46	31	2	0	0	0
就労継続(A型)	人	100	86	11	10	10	0
就労継続(B型)	人	332	334	78	140	40	100
療養介護	人	150	150	9	0	0	0
児童デイサービス	人	129	407	178	20	0	20
短期入所(ショートステイ)	人	38	248	42	12	6	6
旧法施設支援(通所)	人	45	41	1			
共同生活援助(グループホーム)	人	25	14	5	15	5	10
共同生活介護(ケアホーム)	人	46	44	12	27	27	0
施設入所支援	人	542	534	19	30	0	30
旧法施設支援(入所)	人	150	116	5			
指定相談支援 (サービス利用計画作成)	人	0	13	8	0	0	0
同行援護	人	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人	0	0	0	0	0	0
移動支援	人	30	121	45	46	46	0
地域活動支援センター	人	50	392	239	0	0	0
福祉ホーム	人	52	30	5	55	0	55
訪問入浴サービス	人	0	64	1	0	0	0
日中一時支援	人	19	104	50	0	0	0
生活サポート	人	0	0	0	0	0	0
共同作業所	人	74	59	24	0	0	0
委託相談事業所(市委託)	人	0	227	229	0	0	0

注:各サービスの数値は回答の通りを記載しており、表内の数値等について整合性が図られていない部分や、実際のサービス利用者数や定員数と一致しない部分もあります。

②将来的に検討したい障がい福祉サービス(複数回答)

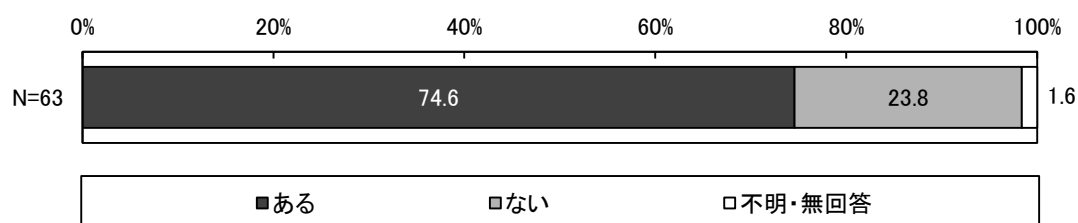


注: N数 (number of case) は、有効標本数 (集計対象者総数) を表しています。

グラフ内には、不明・無回答の 60.3% (38 件) を表示していません。

3-2 サービスの受入れの現状

①サービスの受入れができなかったことの有無(単数回答)



注: N数 (number of case) は、有効標本数 (集計対象者総数) を表しています。

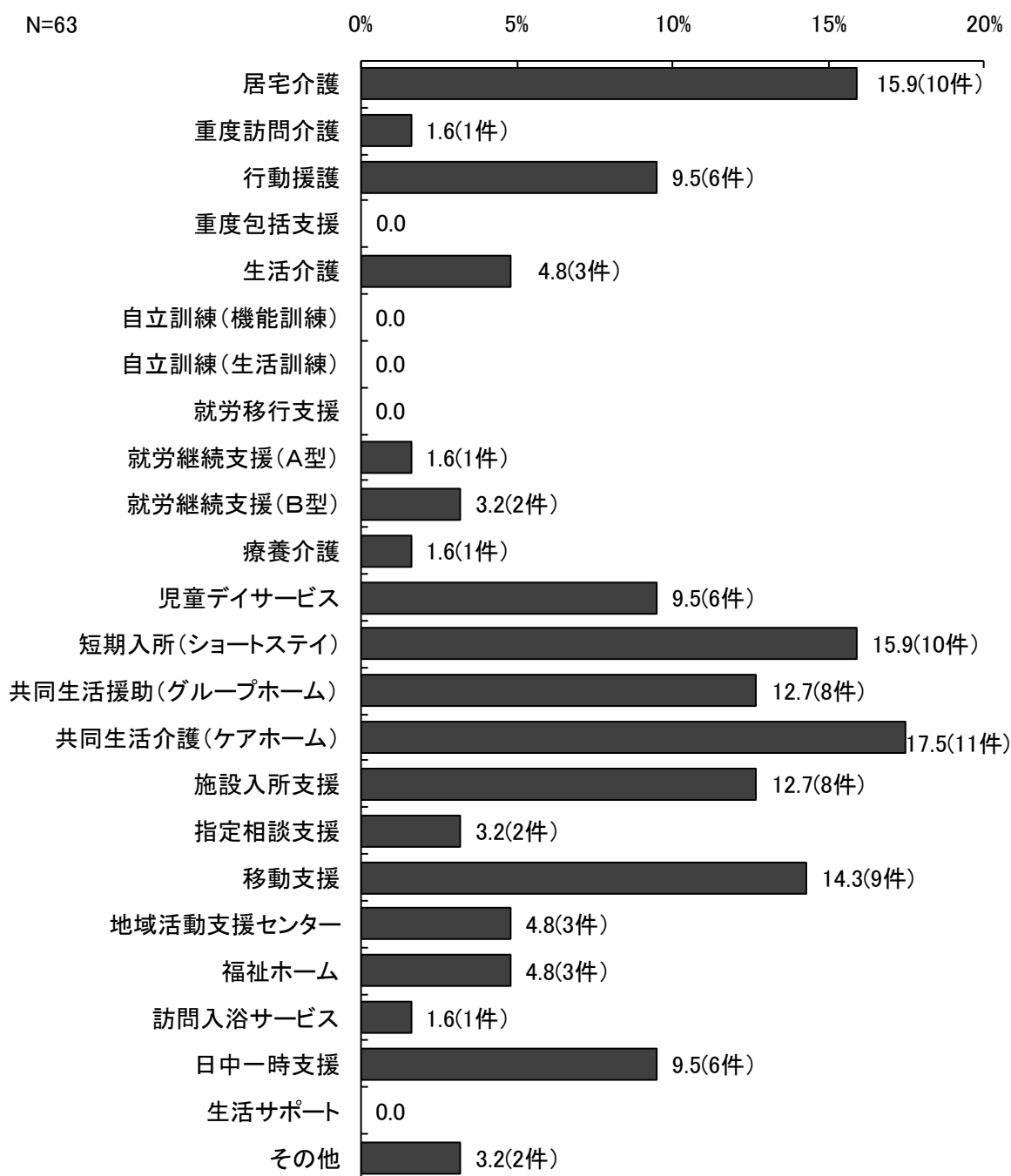
②サービスの受入れができなかった理由(複数回答)

	希望される時間帯に利用が集中し、依頼時には定員に達していた	希望される時間帯に、事業所としてサービス提供していなかった(夜間、休日など)	事業所では対応できない困難ケースだった(障がい種別、障がい程度などによる)	新規契約者を受け入れる余裕がなかった(職員体制など)	その他	不明・無回答
1) 居宅介護 (N=15)	66.7%(10 件)	13.3%(2 件)	20%(3 件)	53.3%(8 件)	13.3%(2 件)	6.7%(1 件)
2) 重度訪問介護 (N=2)	0%(0 件)	0%(0 件)	100%(2 件)	50%(1 件)	0%(0 件)	0%(0 件)
3) 行動援護 (N=7)	57.1%(4 件)	0%(0 件)	28.6%(2 件)	71.4%(5 件)	14.3%(1 件)	0%(0 件)
4) 生活介護 (N=9)	22.2%(2 件)	11.1%(1 件)	44.4%(4 件)	55.6%(5 件)	33.3%(3 件)	0%(0 件)
5) 自立訓練(生活訓練) (N=2)	0%(0 件)	0%(0 件)	50%(1 件)	50%(1 件)	0%(0 件)	0%(0 件)
6) 就労移行支援 (N=1)	0%(0 件)	0%(0 件)	0%(0 件)	100%(1 件)	0%(0 件)	0%(0 件)
7) 就労継続支援(A型) (N=1)	0%(0 件)	0%(0 件)	0%(0 件)	0%(0 件)	100%(1 件)	0%(0 件)
8) 就労継続支援(B型) (N=6)	16.7%(1 件)	0%(0 件)	50%(3 件)	33.3%(2 件)	16.7%(1 件)	0%(0 件)
9) 児童デイサービス (N=1)	0%(0 件)	0%(0 件)	0%(0 件)	100%(1 件)	100%(1 件)	0%(0 件)
10) 短期入所 (N=13)	76.9%(10 件)	0%(0 件)	46.2%(6 件)	38.5%(5 件)	15.4%(2 件)	0%(0 件)
11) グループホーム (N=1)	0%(0 件)	0%(0 件)	100%(1 件)	0%(0 件)	0%(0 件)	0%(0 件)
12) ケアホーム (N=2)	50%(1 件)	0%(0 件)	0%(0 件)	50%(1 件)	0%(0 件)	0%(0 件)
13) 施設入所支援 (N=7)	14.3%(1 件)	0%(0 件)	42.9%(3 件)	71.4%(5 件)	28.6%(2 件)	0%(0 件)
14) 指定相談支援 (N=1)	0%(0 件)	0%(0 件)	0%(0 件)	0%(0 件)	100%(1 件)	0%(0 件)
15) 移動支援 (N=11)	63.6%(7 件)	18.2%(2 件)	9.1%(1 件)	63.6%(7 件)	9.1%(1 件)	0%(0 件)
16) 地域活動支援センター (N=1)	0%(0 件)	100%(1 件)	0%(0 件)	100%(1 件)	0%(0 件)	0%(0 件)
17) 福祉ホーム (N=1)	100%(1 件)	0%(0 件)	0%(0 件)	0%(0 件)	0%(0 件)	0%(0 件)
18) 訪問入浴サービス (N=0)						
19) 日中一時支援 (N=3)	100%(3 件)	0%(0 件)	0%(0 件)	66.7%(2 件)	0%(0 件)	0%(0 件)
20) その他 (N=3)	0%(0 件)	0%(0 件)	66.7%(2 件)	66.7%(2 件)	66.7%(2 件)	0%(0 件)

注: N数 (number of case) は、有効標本数 (集計対象者総数) を表しています。

3-3 サービス提供の現状

①必要とされる障がい福祉サービス(複数回答)



注：N数(number of case)は、有効標本数(集計対象者総数)を表しています。

グラフ内には、不明・無回答の 33.3%(21 件)を表示していません。

②必要とされている障がい福祉サービスの定員増員や新規参入が進まない理由(複数回答)

	利用需要の見込が立てづらい	利用者の継続的な確保が困難	サービス提供場所(土地や建物)の確保が困難	職員の確保が困難
1) 居宅介護 (N=10)	10%(1 件)	0%(0 件)	0%(0 件)	90%(9 件)
2) 重度訪問介護 (N=3)	0%(0 件)	0%(0 件)	0%(0 件)	100%(3 件)
3) 行動援護 (N=5)	0%(0 件)	0%(0 件)	0%(0 件)	80%(4 件)
4) 生活介護 (N=3)	0%(0 件)	0%(0 件)	33.3%(1 件)	66.7%(2 件)
5) 自立訓練(生活訓練) (N=3)	0%(0 件)	100%(1 件)	0%(0 件)	0%(0 件)
6) 就労移行支援 (N=1)	0%(0 件)	100%(1 件)	0%(0 件)	0%(0 件)
7) 就労継続支援(A型) (N=1)	0%(0 件)	0%(0 件)	0%(0 件)	0%(0 件)
8) 就労継続支援(B型) (N=1)	0%(0 件)	0%(0 件)	0%(0 件)	0%(0 件)
9) 児童デイサービス (N=3)	0%(0 件)	0%(0 件)	33.3%(1 件)	66.7%(2 件)
10) 短期入所 (N=14)	0%(0 件)	7.1%(1 件)	64.3%(9 件)	57.1%(8 件)
11) グループホーム (N=12)	0%(0 件)	16.7%(2 件)	58.3%(7 件)	16.7%(2 件)
12) ケアホーム (N=13)	0%(0 件)	7.7%(1 件)	53.8%(7 件)	30.8%(4 件)
13) 施設入所支援 (N=10)	0%(0 件)	10%(1 件)	30%(3 件)	50%(5 件)
14) 指定相談支援 (N=3)	0%(0 件)	0%(0 件)	0%(0 件)	0%(0 件)
15) 移動支援 (N=7)	14.3%(1 件)	0%(0 件)	0%(0 件)	71.4%(5 件)
16) 地域活動支援センター (N=2)	50%(1 件)	0%(0 件)	0%(0 件)	50%(1 件)
17) 福祉ホーム (N=1)	0%(0 件)	0%(0 件)	100%(1 件)	100%(1 件)
18) 訪問入浴サービス (N=1)	0%(0 件)	0%(0 件)	0%(0 件)	0%(0 件)
19) 日中一時支援 (N=7)	0%(0 件)	0%(0 件)	28.6%(2 件)	57.1%(4 件)
20) その他 (N=1)	0%(0 件)	0%(0 件)	100%(1 件)	100%(1 件)

	報酬単価が低く採算性に不安がある	わからない	その他	不明・無回答
1) 居宅介護 (N=10)	20%(2 件)	0%(0 件)	20%(2 件)	0%(0 件)
2) 重度訪問介護 (N=3)	66.7%(2 件)	0%(0 件)	0%(0 件)	0%(0 件)
3) 行動援護 (N=5)	0%(0 件)	0%(0 件)	0%(0 件)	20%(1 件)
4) 生活介護 (N=3)	0%(0 件)	0%(0 件)	33.3%(1 件)	0%(0 件)
5) 自立訓練(生活訓練) (N=3)	100%(1 件)	0%(0 件)	0%(0 件)	0%(0 件)
6) 就労移行支援 (N=1)	0%(0 件)	0%(0 件)	0%(0 件)	0%(0 件)
7) 就労継続支援(A型) (N=1)	0%(0 件)	0%(0 件)	100%(1 件)	0%(0 件)
8) 就労継続支援(B型) (N=1)	100%(1 件)	0%(0 件)	0%(0 件)	0%(0 件)
9) 児童デイサービス (N=3)	33.3%(1 件)	0%(0 件)	33.3%(1 件)	0%(0 件)
10) 短期入所 (N=14)	28.6%(4 件)	0%(0 件)	0%(0 件)	7.1%(1 件)
11) グループホーム (N=12)	50%(6 件)	8.3%(1 件)	16.7%(2 件)	8.3%(1 件)
12) ケアホーム (N=13)	38.5%(5 件)	7.7%(1 件)	0%(0 件)	15.4%(2 件)
13) 施設入所支援 (N=10)	20%(2 件)	0%(0 件)	30%(3 件)	10%(1 件)
14) 指定相談支援 (N=3)	66.7%(2 件)	33.3%(1 件)	66.7%(2 件)	0%(0 件)
15) 移動支援 (N=7)	71.4%(5 件)	0%(0 件)	14.3%(1 件)	0%(0 件)
16) 地域活動支援センター (N=2)	50%(1 件)	0%(0 件)	0%(0 件)	0%(0 件)
17) 福祉ホーム (N=1)	0%(0 件)	0%(0 件)	0%(0 件)	0%(0 件)
18) 訪問入浴サービス (N=1)	0%(0 件)	0%(0 件)	100%(1 件)	0%(0 件)
19) 日中一時支援 (N=7)	42.9%(3 件)	28.6%(2 件)	28.6%(2 件)	0%(0 件)
20) その他 (N=1)	100%(1 件)	0%(0 件)	0%(0 件)	0%(0 件)

注:N数(number of case)は、有効標本数(集計対象者総数)を表しています。

3-4 円滑な事業経営のため、改善したい(してもらいたい)経営上の課題(複数回答)

	特に経営上の課題を感じない	事業計画(経営計画)通りに見通しをもって運営できている	利用者の確保	職員の確保	職員の資質向上
1) 居宅介護 (N=20)	0%(0 件)	0%(0 件)	10%(2 件)	95%(19 件)	60%(12 件)
2) 重度訪問介護 (N=7)	0%(0 件)	14.3%(1 件)	28.6%(2 件)	0%(0 件)	0%(0 件)
3) 行動援護 (N=7)	0%(0 件)	0%(0 件)	0%(0 件)	100%(7 件)	85.7%(6 件)
4) 生活介護 (N=12)	0%(0 件)	0%(0 件)	16.7%(2 件)	50%(6 件)	50%(6 件)
5) 自立訓練(生活訓練) (N=3)	0%(0 件)	0%(0 件)	66.7%(2 件)	0%(0 件)	33.3%(1 件)
6) 就労移行支援 (N=4)	0%(0 件)	25%(1 件)	100%(4 件)	50%(2 件)	0%(0 件)
7) 就労継続支援(A型) (N=4)	25%(1 件)	0%(0 件)	75%(3 件)	25%(1 件)	0%(0 件)
8) 就労継続支援(B型) (N=14)	7.1%(1 件)	0%(0 件)	57.1%(8 件)	35.7%(5 件)	28.6%(4 件)
9) 児童デイサービス (N=3)	0%(0 件)	0%(0 件)	0%(0 件)	33.3%(1 件)	33.3%(1 件)
10) 短期入所 (N=11)	0%(0 件)	0%(0 件)	9.1%(1 件)	45.5%(5 件)	36.4%(4 件)
11) グループホーム (N=3)	0%(0 件)	0%(0 件)	66.7%(2 件)	66.7%(2 件)	0%(0 件)
12) ケアホーム (N=6)	0%(0 件)	0%(0 件)	0%(0 件)	83.3%(5 件)	33.3%(2 件)
13) 施設入所支援 (N=11)	0%(0 件)	0%(0 件)	18.2%(2 件)	54.5%(6 件)	54.5%(6 件)
14) 指定相談支援 (N=6)	16.7%(1 件)	0%(0 件)	0%(0 件)	33.3%(2 件)	16.7%(1 件)
15) 移動支援 (N=11)	0%(0 件)	0%(0 件)	0%(0 件)	100%(11 件)	36.4%(4 件)
16) 地域活動支援センター (N=4)	0%(0 件)	0%(0 件)	50%(2 件)	75%(3 件)	0%(0 件)
17) 福祉ホーム (N=1)	0%(0 件)	0%(0 件)	0%(0 件)	100%(1 件)	0%(0 件)
18) 訪問入浴サービス (N=1)	0%(0 件)	0%(0 件)	0%(0 件)	0%(0 件)	0%(0 件)
19) 日中一時支援 (N=4)	25%(1 件)	0%(0 件)	25%(1 件)	50%(2 件)	0%(0 件)
20) その他 (N=2)	0%(0 件)	0%(0 件)	100%(2 件)	50%(1 件)	100%(2 件)

	施設・設備の改善	事務作業量の軽減化、効率化	必要な情報の入手	市町村等との連携	利用者や家族の制度に対する理解
1) 居宅介護 (N=20)	0%(0 件)	15%(3 件)	15%(3 件)	20%(4 件)	25%(5 件)
2) 重度訪問介護 (N=7)	0%(0 件)	14.3%(1 件)	28.6%(2 件)	0%(0 件)	0%(0 件)
3) 行動援護 (N=7)	0%(0 件)	28.6%(2 件)	28.6%(2 件)	14.3%(1 件)	0%(0 件)
4) 生活介護 (N=12)	75%(9 件)	16.7%(2 件)	0%(0 件)	8.3%(1 件)	16.7%(2 件)
5) 自立訓練(生活訓練) (N=3)	33.3%(1 件)	33.3%(1 件)	33.3%(1 件)	0%(0 件)	33.3%(1 件)
6) 就労移行支援 (N=4)	25%(1 件)	0%(0 件)	25%(1 件)	25%(1 件)	0%(0 件)
7) 就労継続支援(A型) (N=4)	50%(2 件)	25%(1 件)	0%(0 件)	25%(1 件)	0%(0 件)
8) 就労継続支援(B型) (N=14)	35.7%(5 件)	50%(7 件)	0%(0 件)	0%(0 件)	7.1%(1 件)
9) 児童デイサービス (N=3)	33.3%(1 件)	33.3%(1 件)	0%(0 件)	0%(0 件)	33.3%(1 件)
10) 短期入所 (N=11)	36.4%(4 件)	36.4%(4 件)	9.1%(1 件)	18.2%(2 件)	18.2%(2 件)
11) グループホーム (N=3)	33.3%(1 件)	0%(0 件)	0%(0 件)	0%(0 件)	33.3%(1 件)
12) ケアホーム (N=6)	50%(3 件)	50%(3 件)	0%(0 件)	0%(0 件)	16.7%(1 件)
13) 施設入所支援 (N=11)	54.5%(6 件)	18.2%(2 件)	0%(0 件)	9.1%(1 件)	9.1%(1 件)
14) 指定相談支援 (N=6)	0%(0 件)	33.3%(2 件)	33.3%(2 件)	50%(3 件)	16.7%(1 件)
15) 移動支援 (N=11)	0%(0 件)	27.3%(3 件)	27.3%(3 件)	9.1%(1 件)	9.1%(1 件)
16) 地域活動支援センター (N=4)	50%(2 件)	0%(0 件)	0%(0 件)	50%(2 件)	0%(0 件)
17) 福祉ホーム (N=1)	100%(1 件)	0%(0 件)	0%(0 件)	0%(0 件)	0%(0 件)
18) 訪問入浴サービス (N=1)	0%(0 件)	0%(0 件)	100%(1 件)	100%(1 件)	0%(0 件)
19) 日中一時支援 (N=4)	25%(1 件)	50%(2 件)	0%(0 件)	50%(2 件)	0%(0 件)
20) その他 (N=2)	0%(0 件)	50%(1 件)	0%(0 件)	0%(0 件)	0%(0 件)

	市民、近隣住民の理解	報酬単価	その他	不明・無回答
1) 居宅介護 (N=20)	5%(1 件)	50%(10 件)	0%(0 件)	0%(0 件)
2) 重度訪問介護 (N=7)	0%(0 件)	42.9%(3 件)	0%(0 件)	0%(0 件)
3) 行動援護 (N=7)	14.3%(1 件)	14.3%(1 件)	0%(0 件)	0%(0 件)
4) 生活介護 (N=12)	0%(0 件)	33.3%(4 件)	8.3%(1 件)	0%(0 件)
5) 自立訓練(生活訓練) (N=3)	33.3%(1 件)	66.7%(2 件)	33.3%(1 件)	0%(0 件)
6) 就労移行支援 (N=4)	0%(0 件)	50%(2 件)	0%(0 件)	0%(0 件)
7) 就労継続支援(A型) (N=4)	25%(1 件)	50%(2 件)	25%(1 件)	0%(0 件)
8) 就労継続支援(B型) (N=14)	7.1%(1 件)	57.1%(8 件)	28.6%(4 件)	0%(0 件)
9) 児童デイサービス (N=3)	0%(0 件)	33.3%(1 件)	0%(0 件)	0%(0 件)
10) 短期入所 (N=11)	0%(0 件)	63.6%(7 件)	0%(0 件)	0%(0 件)
11) グループホーム (N=3)	33.3%(1 件)	33.3%(1 件)	0%(0 件)	0%(0 件)
12) ケアホーム (N=6)	33.3%(2 件)	50%(3 件)	0%(0 件)	0%(0 件)
13) 施設入所支援 (N=11)	0%(0 件)	63.6%(7 件)	0%(0 件)	0%(0 件)
14) 指定相談支援 (N=6)	0%(0 件)	50%(3 件)	16.7%(1 件)	0%(0 件)
15) 移動支援 (N=11)	9.1%(1 件)	72.7%(8 件)	9.1%(1 件)	0%(0 件)
16) 地域活動支援センター (N=4)	0%(0 件)	50%(2 件)	25%(1 件)	0%(0 件)
17) 福祉ホーム (N=1)	0%(0 件)	100%(1 件)	0%(0 件)	0%(0 件)
18) 訪問入浴サービス (N=1)	0%(0 件)	100%(1 件)	0%(0 件)	0%(0 件)
19) 日中一時支援 (N=4)	0%(0 件)	50%(2 件)	0%(0 件)	0%(0 件)
20) その他 (N=2)	0%(0 件)	0%(0 件)	50%(1 件)	0%(0 件)

注：N数 (number of case) は、有効標本数 (集計対象者総数) を表しています。

3-5 記述式意見

①事業所が実施している障がい福祉サービス等の現状・課題・方向性

項目	主 な 意 見（一 部 抜 粋）
訪問系サービス	・男性ヘルパーの依頼が多く対応が難しい。また、男性の増員は困難である。 ・介護保険の指定事業所であることから、可能性のある職員は、介護保険サービスに携わっており、余裕がない。 ・常勤職員をできるだけ増やし、質・量ともに安定したサービス提供を行いたい。 ・ヘルパーの稼働時間帯（平日・昼間）とニーズ（土日祝、早朝、夜）が合っていない。小さい事業所では人員配置が課題となっている。 ・同行援護へのスムーズな移行について、長岡京市の計画の詳細を知りたい。利用者との契約について検討している。 ・現状、介護保険の範囲では援助しきれない部分を障がい福祉サービスで補っている。今後、介護保険サービスと共に在宅での 24 時間訪問サービスの検討を考えている。
短期入所、日中一時支援事業	・利用の際の送迎システムの確立（園が行うか、他機関と連携を取るか）、稼働率を高める（入所利用者の現状を見ながら）ことが必要である。 ・平日に児童の移動支援、日中一時支援事業を行っている。親は療育的な支援を求めている。 ・入所施設における、短期入所の利用幅の拡大が必要である。
日中活動系サービス	・利用者工賃UP、作業内容の向上、工賃単価のアップ ・設備品が高額な為、通所援護等補助金の額を必要に応じてUP させてほしい。 ・受入を広げるサービス提供を考えているが、1 事業所しか持たないNPOでは難しい。 ・就労移行支援として一般就職に取り組んでいる。企業開拓、職場開拓が急務である。 ・就労移行支援を実施予定であるが、就労先の見通しが立っていない。 ・重症心身障がい児施設の医療型児童入所施設と療養介護事業移行に伴い、成人対象の療養介護事業の主体が現行の京都府から市町村になる。 ・就労継続支援B型では、工賃アップにつながる作業もなく、新事業を立ち上げるための資金にも困っている。行政の補助やタイアップをもっとして欲しい。 ・利用者は通所中の事業所においてトータルな支援を求めているが、それを実施するための職員体制が不十分である。職員体制の充実のために報酬の増額が必要である。 ・聴覚障がいのある人の施設で、現在 50 人程度の登録があるが、そのうち 19 人が 70 歳以上と高齢の聴覚障がいのある人が多くなっている。高齢の聴覚障がいのある人にとっては、情報保障のある居宅介護や入所施設が近くにあるという課題がある。

項目	主 な 意 見（一 部 抜 粋）
居住系サービス	・高齢化、長期化に対応しきれない。特に高齢化に伴う設備の不備、病院への同行支援の増加等、ハード・ソフト両面に課題が山積である。 ・今後の施設入所については定員の縮小をせざるを得ないと考えている。居室面積の確保、短期入所の利用幅の拡大、個別支援の質（サービス）の向上等、総合的に考えると現在の施設定員規模の維持は難しい。一方、地域（在宅サービス）についてはさらにサービスの提供を充実させていきたい。 ・ケアホームの報酬単価が低く、必要な人材確保ができない。安全安心なサービス提供のため、独自の加算を望む。
相談支援	・非常に多くの利用希望者があり、それぞれの課題やニーズに対応するための場所の確保が必要である。 ・相談支援について、相談内容が複雑で解決が困難なケースが増加している。 ・日中夜間問わず、相談支援体制を確保するための報酬整備が必要。 ・平成 24 年の障害者自立支援法の改正では、サービス計画の作成が大幅に増加することになるが、どの程度希望者が増えるのかが不明である。 ・委託相談支援事業所として、受け持ちしているサービスを利用しないケース（引きこもり、触法等）の支援があるため、単純に指定相談の拡充だけを検討できない状況にある。 ・どの事業所も人材不足で困っており、人材確保に悩んでいる。また、今いる人材の資質向上をどのように行うかも課題である。

②相談体制やサービスの情報提供

項目	主 な 意 見（一 部 抜 粋）
相談支援	・ケアマネージャーが必要。現在、利用者の中に入って、トータル的なサービスのあり方を考え、利用者の相談を受け、全体的にまとめる人が存在しない。 ・施設から地域へといわれているが、利用者が地域生活に移行した際、相談できる所、人が圧倒的に足りていない。土日や夜間でも相談でき、かつ、情報提供をしてくれるところが身近にあれば良いと思う。 ・障がい特性を理解し、障がいのある人の生活をトータルでコーディネートできる相談事業所が不足している。相談事業所の質の向上を望む。
情報提供、情報共有	・情報提供の仕方について、統一されたフォーマットがほしい。 ・市町村及び主治医との情報共有体制の強化 ・利用者の施設での生活、家族との連絡調整、関係調整などの諸問題に対応するため、もっと行政の助言、指導が欲しい。常に情報交換できる必要がある。 ・居宅介護などの契約において、介護保険のように個人の基本情報が伝わってこない。特に、精神障がいのある人の場合は、病名も知らされないまま援助に入る場合がある。
その他	・就職支援、企業連携が必要。 ・成年後見制度などの情報についての研修等はあるが、参加することが難しい状況である。

4. 長岡京市地域健康福祉推進委員会

4-1 長岡京市地域健康福祉推進委員会設置要綱

（設置）

第1条 長岡京市における健康福祉に関する課題を明らかにし、課題解決の方向性や取り組み等について、市民の参加を得ながら協働して総合的に推進するため、長岡京市地域健康福祉推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 推進委員会は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 健康福祉分野にかかる行政施策の実施に関すること。
- (2) 保健・医療・福祉全般にかかる取り組みに関すること。
- (3) 福祉関係分野の総合的な推進方策に関すること。
- (4) 地域福祉の推進を図るための調査研究に関すること。
- (5) その他、市民の健康や福祉の充実に必要な事項に関すること。

（委員）

第3条 推進委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 推進委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係機関及び各種関係団体の構成員
- (3) 第5条第1項に定める部会の部会長
- (4) 第5条第1項に定める部会から推薦された者
- (5) 第5条第1項に定める部会において公募により委嘱された者のうち、部会から推薦された者

3 委員の任期は3年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長の職務等）

第4条 推進委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の中から互選する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（部会）

第5条 推進委員会に、次の各号に掲げる部会を置き、次の協議事項を処理することができる。

- (1) 健康づくり部会
- (2) 児童福祉部会
- (3) 障がい福祉部会
- (4) 高齢福祉部会

2 前項各号に属すべき部会員は、次に掲げる者のうちから、各部会の協議事項に応じて市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健福祉サービスの利用者

- (3) 保健福祉サービスの提供者
 - (4) 関係機関及び各種関係団体の構成員
 - (5) 市民公募による者
 - (6) その他市長が必要と認めた者
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する部会員の互選により選任する。
 - 4 部会長は、部会を代表し、会務を総括する。
 - 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する部会員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
 - 6 推進委員会は、部会の協議をもって推進委員会の処理とすることができる。

(部会の協議事項)

第6条 前条に規定する部会の協議事項は、次のとおりとする。

健康づくり部会

- (1) 市民の健康づくり施策の推進に関すること。
- (2) 保健計画の推進及び進行管理に関すること。
- (3) 市民の健康づくりの推進を図るための調査研究に関すること。
- (4) その他、地域の健康づくり推進に必要な事項に関すること。

児童福祉部会

- (1) 子育て支援施策の推進に関すること。
- (2) 地域行動計画の推進及び進行管理に関すること。
- (3) 子育て支援施策の推進を図るための調査研究に関すること。
- (4) その他、児童福祉施策に必要な事項に関すること。

障がい福祉部会

- (1) 障がい福祉施策の推進に関すること。
- (2) 障がい者（児）福祉基本計画の推進及び進行管理に関すること。
- (3) 障がい者福祉の推進を図るための調査研究に関すること。
- (4) その他、障がい者福祉施策に必要な事項に関すること。

高齢福祉部会

- (1) 高齢者福祉施策の推進に関すること。
- (2) 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の推進並びに進行管理に関すること。
- (3) 高齢者福祉及び介護保険事業の推進を図るための調査研究に関すること。
- (4) その他、高齢者対策に必要な事項に関すること。

(庶務)

第7条 推進委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において総括し、及び処理する。ただし、次の各号に掲げる部会にかかるものについては、それぞれ当該各号に定める課において処理する。

- (1) 健康づくり部会 健康福祉部健康推進課
- (2) 児童福祉部会 健康福祉部こども福祉課
- (3) 障がい福祉部会 健康福祉部障がい福祉課
- (4) 高齢福祉部会 健康福祉部高齢介護課

(会議)

第8条 推進委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 推進委員会の会議には、必要に応じて委員以外のものを出席させ、意見等を求めることができる。
- 3 前2項の規定は、部会の会議に準用する。この場合において「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年5月7日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 第5条、第6条、第7条及び第8条第3項の改正規定は、長岡京市健康づくり推進協議会設置要綱、長岡京市児童育成推進協議会設置要綱、長岡京市障害者（児）福祉基本計画推進委員会設置要綱及び長岡京市高齢者対策推進会議設置要綱の廃止時から適用する。
- 3 この要綱の施行後最初に選任される委員及び部会員の任期は、第3条第3項の規定に関わらず、平成16年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月16日から施行する。

4-2 長岡京市地域健康福祉推進委員会障がい福祉部会の開催経過

回数	実施日	検討内容
第1回	平成23年8月24日 午後1時30分～午後3時30分	○第四次障がい者（児）福祉基本計画及び第三次計画の事業等の概要について ○長岡京市障がい者福祉計画（第三期計画）の策定について
第2回	平成23年10月21日 午後1時30分～午後3時30分	○事業所アンケート調査結果について ○長岡京市障がい福祉計画（第三期計画）の骨子（案）について
第3回	平成23年12月19日 午後1時30分～午後3時30分	○長岡京市障がい福祉計画（第三期計画）の素案について
第4回	平成24年2月21日 午後1時30分～午後3時30分	○長岡京市障がい福祉計画（第三期計画）の最終案について ○長岡京市障がい福祉計画（第三期計画）素案に対する意見公募の結果について

4-3 長岡京市地域健康福祉推進委員会障がい福祉部会委員

●委員名簿

選出団体等の名称	氏名
地域活動支援センター「アンサンブル」	石 田 早 苗
長岡京市社会福祉協議会	岩 崎 義 典
乙訓やよい会代表	上 野 孝 子
乙訓医師会	馬 本 郁 男
乙訓ひまわり園地域生活支援センター	奥 村 美 佳
介護者代表	河 合 祥 子
京都華頂大学(学識経験者)	武 田 康 晴
市民公募	鯉 江 幸 子
乙訓障害者地域生活支援センター「キャンパス」	西 野 美 穂
知的障がい者相談員	藤 崎 光 子
市民公募	牧 由 紀 子
向日葵丘支援学校	三 科 哲 治
乙訓障害者支援事業所連絡協議会	三 宅 州 人
長岡京市身体障がい者団体連合会	山 田 猛

●オブザーバー委員(専門分野に関する意見を聞くもの)

選出団体等の名称	氏名
長岡京市教育委員会 学校教育課 指導主事	岡 花 秀 樹
乙訓ポニーの学校 施設長	渡 邊 三 知 雄

長岡京市障がい福祉計画（第三期計画）
（平成24年度～26年度）

発 行：長岡京市健康福祉部障がい福祉課

〒617-8501

長岡京市開田1丁目1番1号

TEL 075-955-9549

FAX 075-952-0001

発行日：平成24（2012）年3月